

レヴィ記

この書がレヴィ記と稱ばれるのは、司祭やレヴィ人の聖務、祭祀、典禮、儀式等がこの中に記してあるからである。ヘブレオ人等は之をその冒頭の詞からヴァイクラと稱んでいる。

第一章

燔 祭。

一 さて主¹⁾モイゼを呼び、²⁾證詞の幕屋よ
 二 之に告げて曰³⁾いけるは、イスラエ
 ルの子孫に告げて之に云え、汝等の中に
 家畜の供物⁴⁾、即ち牛あるいは羊⁵⁾の犧
 牲を主に献げんとする人あらば、⁶⁾もし
 三 その献げが牛の燔祭⁷⁾なりとせば、牡の
 四 玷なきものを、證詞の幕屋の入口に供え
 以て主の御意に適うようにすべし⁸⁾。彼

第一章 1)最早十誡や以前の神政諸法發布の時の如くシナイ山頂からではなく、最近建設奉獻された幕屋から。2)舊約の供物には、本來ただレヴィ人の外部的潔めのみならず、本來的に力しかなかつた。今では新約の完全な供物がその代りになつてゐる。3)ヘブレオ語聖書では山羊も含まれてゐる。4)燔祭は律法による祭祀施行後、天主崇敬の目的に適つてゐる唯一のものなので、最高の犠祭と考えられていた。5)出二九・一〇。

五 その犠牲の頭に手を按くべし⁶⁾。さらばそは、嘉納せられて、贖罪の一助とならん。五次いで、その犢を主の尊前にて屠殺るべし。しかしてア—ロンの子等なる司祭等はその血を捧ぐるに、⁷⁾幕屋の入口の前にある祭壇の周圍に之を灌ぐべし。⁸⁾六 彼等犠牲の皮を剥ぎてその五體を切りきざむべし。七 次いで火を祭壇の上に置き、豫め薪を並べ積み重ねおくべし。八 しかして切り分ちたる五體即ち、頭、及び肝臓に附きたるすべて九 のものを、その上に並ぶべし。九 その臟腑と足とは、之を水にて豫め洗いおくなり。司祭はこれらを祭壇の上に焼きて、燔祭となし、主に對する馨しき香たらしむべし。⁹⁾一〇 また、その献がもし、小さき家畜、即ち羊もしくは山羊の燔祭なりとせば、彼は玷なき牡を供う

⁶⁾ 按手は奉獻者の所有物の一部なるそのけものを彼自身及びその生命の代りとしてささげることの意味していた。奉獻者はこれによつて、いわば自分が天主崇敬のため、及び自分の罪の償いのため屠るべき牲の獸に自分の罪の責や死に當る惡を負わせたわけである。一⁷⁾ 屠殺は「主の御前」、即ち規定されている唯一の祭祀場で行われた。それは俗人であつても奉獻者が自分ですることになつていたが、事實はそれに巧みな司祭が行つたものである。一⁸⁾ 司祭が受取つた獸の血を灌ぐのは、奉獻者自身を代表する獸の生命を天主に献げること象徴していた。一⁹⁾ この云い方は典禮的焚香や聖油、犠牲を焼くことをさす。

二 べし。二しかして之を主の尊前にて、祭壇の北側¹⁾において屠殺
 三 るべし。アーロンの子等はその血を祭壇の周圍に灌ぐべし。三次
 四 いで、彼等、その五體、頭及び肝臓に附けるすべてのものを分ち
 五 て、薪の上におき、之に火を點すべし。二三されど、臟腑と足とは
 六 之を水にて洗うべし。司祭は之をすべて捧げて祭壇の上に焼き、
 七 燔祭となし、主に對する馨しき香たらしむべし。¹¹⁾ 一四されどもし
 八 主に對する燔祭の献物が鳥禽にして山鳩または若き家鳩なりとせ
 九 ば、一五司祭は之を祭壇に供え、その首を捻りてその所を切りやぶ
 一〇 り、その血を祭壇の縁に流すべし。一六されど咽喉の叫袋と羽毛と
 一一 は、之を祭壇の傍、その東側なる、常に灰を棄つる所に棄つべし。
 一二 一七またその翼は切り放さずして割き取り、犠牲は双物にて切り分
 一三 くることなく、之を祭壇の上にて、薪に火を點じて焼くべし。こ
 一四 れ即ち燔祭¹²⁾にして、主に對する馨しき香の献物なり。¹³⁾

1) これはそのために最も好都合な場所であつたからに違いない。實際十六節にある如く東には祭壇の灰を捨てたし、西には青銅の洗盤があつたし、南には祭壇に至る階段か傾斜面があつた。それで空いているのはただ北側だけであつたのである。
 11) 本章註九參照。
 12) 天主に一切を献げるという思想は、これに最も完全にあらわれてゐる。——13) 本章註九參照。

第二章

素祭及び初穂。

一 一人素祭の献物を主に供えんとする時は、良き麥粉をその供物となし、その上に油を注ぎ、乳香をのせ、¹⁾ニア—ロンの子等なる司祭の許に之を携え行くべし。しかしして彼等の一人は、その麥粉、油の一握みと、すべての乳香とを執り、之を記憶として、²⁾祭壇の上に焼き、主に對するいと馨しき香たらしむべし。³⁾ 献げたる物の殘餘はア—ロン及びその子等のものたるべし、これ、主に獻ぐる聖の聖なる物³⁾なり。⁴⁾ 四されど、汝もし竈に焼きたる物を、素祭の献物として供えんとせば、よき麥粉にて造り、油をつけたる酵なきパンと、油を塗りたる酵なき煎餅たるべし。⁵⁾ 汝の献物にして、酵を入れず、油をつけ

第二章

¹⁾無血祭は植物界の貴重な産物から成つていた。素祭(食物の供物)の際には小麥を生のままだけでなく、ある食物の形にして、それに塩と油、ある種の素祭には香をも添えて献げた。²⁾奉獻者を天主に記憶していただくため。³⁾初穂はただ完全な状態にあるもののみを祭壇及び司祭等のために取つておいた。司祭等は自分の分を少しも外へ持ち出さず、幕屋の庭で食べ盡くさなければならなかつた。⁴⁾集七・三四。

六 麥粉を以て造り、鍋にて焼きたるものならば、^六汝、之を細かく割きて、その上に油を灌ぐべし。^七またもし献物、鐵網にて焙るものならば、同じく麥粉に油を灌ぎかくべし。^八しかして之を献ぐる時は、之を司祭の手に付すべし。^九司祭は之を献げたる後、その献物より記憶の分を取り、之を祭壇の上にて焼き、主に對する馨しき香たらしむべし。^{一〇}すべて残れる物は、アロン及びその子等のものたるべし。そは、主の献物の聖の聖なるものなり。^{一一}主に奉る供物は、いずれも酵を入れずして作るべし。また主への献物に、酵または蜜^{一二}を入れて焼くべからず。^{一三}たゞその初物のみは、汝之を献物として供うべし、されど之を馨しき香として、祭壇の上に載すべからず。^{一四}汝、いかなる献物を奉るとも、鹽をもて之に味をつくべし。また汝の献物より、汝の天主の契約の鹽^{一五}を缺くべからず。汝の献げにはすべて、鹽を供うべし。^{一六}されど、汝もし穀物の初

5) 本章註二参照。
6) 酵を入れたパンと蜜とは、祭壇の上で焼くことを禁じられていた。酵酵して腐りやすかつたからである。それでも初物として献げることには許されていた(七・一三・二三・一七。代下三一・五)。
7) 塩は腐敗を防ぐので、パン酵の反對に、忠實、不變の象徴である。故に契約の塩と云われる。1)の可九・

一五 生、未だ青き穂^のの献物^を主^に供えんとせば、之^を火^{にて}炒^り、粉^の如^くく碎^き、かくして汝^の初穂^を主^に供^うべし、^{一五}即^ち、之^に油^を注^ぎ、乳^香を載^するなり。^{一六}蓋^し、そは主^の供物^なればなり。^{一六}次^{いで}司祭^はその献物^を記憶^{として}、^{一〇}その碎^{きた}る穀物^と油^との部^一、ならびにすべて^の乳香^を焚^くべし。」

第三章

和 祭。

一 二 献^{ぐる}ものが和祭^の犠牲^ににして、牡[、]または牝^の牛^を献^げんと欲^せば、その玷^{なき}ものを主^の尊前^に供^うべし。^二しかしてその犠牲^の頭上^にに手^を按^き、證詞^の幕屋^の入口^{にて}之^を屠^るべし。しかる後^アーロン^の子等^{なる}司祭^{等は}、その血^を祭壇^の周圍^にそそぐべし。^三さて彼等^が和祭^の犠牲^{のうち}より、主^への献物^{として}献^ぐべきは、臟腑^を包^む脂肪^と内部^{なる}すべて^の脂肪[、]^四二つの腎臟^と横腹^を包^{める}脂肪[、]及び肝臟^の

四八。一の炒つた穀粒は食物として好まれていた。一の本章註二参照。

第三章

一) 和、平和、平安などは、聖書の用語として幸福、安寧、あるいは繁榮、つまりあらゆる祝福を意

一五 主の火の糧として、腹部を覆い、すべての臓腑を包む脂肪を取り、一五二つの
 一四 ンの子等は、その血を祭壇の周圍にそそぐべし。一四さて彼等はそのうちより
 一三 三その頭に手を按き、之を證詞の幕屋の入口にて屠るべし。しかしてアール
 一二 主への献物となすべし。二三もし献物が山羊にして、之を主に献げんとせば、
 一 腎臓につける肝臓の網膜、之なり。二司祭は之を祭壇の上にて焚き、火の糧、
 一〇 腹部とすべての臓腑とを包める脂肪と、二つの腎臓と、横腹につける脂肪と
 九 うちより、主への献物として献ぐべきは、脂肪と尾の全部³⁾と、一〇及び腎臓、
 八七 あれ、玷なきものたるべし。七又もし、主の尊前に羔を献ぐとせば、八その
 八七 犠牲の頭に手を按き、之を證詞の幕屋の入口にて屠るべし。しかしてアール
 九 ンの子等は、その血を祭壇の周圍にそそぐべし。九さて彼等が、和祭の犠牲の
 五 網膜の腎臓につけるもの、之なり。五しかして彼等、薪に火を點け、之を燔
 六 祭として、祭壇の上に焚き、主に對する馨しき香たらしむべし。六されど和
 祭の献物なる犠牲が、羊なりとせば、その献ぐる所、牡にてもあれ牝にても

味する。故に祝福を蒙つた時か、新たに恩恵を蒙るうとする時に献げる犠祭を和祭と稱した。
 2) 出二九・一三。
 3) パレスチナ及びあまねく東方諸國によく見

一六 腎臓を、その上にありて横腹に付ける網膜と共に、また肝臓の脂肪を腎臓と共に、取るべし。一六 司祭は之を祭壇の上にて焚き、火の糧となし、主に對する馨しき香たらしむべし。脂肪はすべて主のものたるべし。一七 汝等、そのすべての住所において、代々永久に守るべき掟として、決して血をも脂肪をも食うべからず。」

第四章

知らずして犯したる罪のための犠祭。

一 主またモイゼに告げて曰いけるは、イスラエルの子孫に云うべし、人、もし知らずして¹⁾ 罪を犯し、主の爲すべからずと命じ給える誠にある事を爲し、^三 また、もし油を注がれし司祭²⁾ 罪を犯して民を罪に陥れなば、己が罪の爲に、玷なき犢を主に献ぐべし。^四 即ちそれを證詞の幕屋の入口、主の御前に引き來りて、その頭に手を按き、之を主に屠り献ぐべし。^五 彼また、その血の一

かける羊の尾は、甚だ脂肪に富む。——⁴⁾ 脂肪のある所は最良の部分として天主のものとし従つてこれを焼いた。

第四章

1) 當然知つていなければならぬ事を知らずにいるのは罪になる。かような罪になる無知に對しては、本章と次の章とに規定してあるこの犠祭が命ぜられた。——²⁾ 大司祭が

六 部を取り、之を携えて證詞の幕屋に入り、
 七 聖の所幕に向かい、七度之を灌ぐべし。
 八 幕屋にある主の最も嘉し給う香壇の角に塗るべし。
 九 幕屋の入口にある燔祭壇の下に注ぐべし。
 一〇 祭のために脂肪の臟腑を包むものとすべて内部にあるものを分ち取り、
 一一 つの腎臟及びその上にありて横腹に附ける網膜、また肝臟の脂肪を腎臟と共
 一二 に分ち取るべし。一〇そは、和祭の犠牲の牛より取る時の如くにすべし、しか
 一三 して之を燔祭壇の上にて焚くべし。3) 二されどその皮と、すべての肉、並に
 一四 首と脚と、臟腑と糞と、二 軀の殘部とは、之を陣の外の、常に灰を棄つる淨
 一五 き處に携え行き、薪を積める上にのせて焚くべし。即ち之は灰を棄つる場所
 一六 にて焚くべきなり。二三 イスラエルの全會衆、誤りて、また知らずして、主の
 一七 誠命に背くことを爲し、一四 後に至りてその罪なりしことを知らば、彼等その
 一八 罪の爲に、犢を献ぐべし、即ち之を幕屋の入口に引き來り、一五 民の長老等、

その職位
 において
 3) 血を用
 いるのは
 重大な事
 なので、
 罪祭の時
 にはただ
 脂肪だけ
 を焼く。
 しかしそ
 れでも少
 量は祭壇
 の上に灌
 がなけれ
 ばならな
 い。

一六 主の尊前にてその頭に手を按くべし。然る後その犢は、主の御眼前にて之を屠るべし。一六油を注がれたる司祭、その血の一部を携えて證詞の幕屋に入り、

一七 之に指を浸し、幕に向かいて七度之を灌ぐべし。一八またその血の一部を、證

詞の幕屋の中、主の尊前にある香壇の角に塗るべし。されど残れる血は、證詞の幕屋の入口にある燔祭壇の下に流すべし。一九その脂肪もまた、悉く之を取り

二〇 て、祭壇の上にて焚くべし。二〇即ち、この犢に就きても、前に行いし如くにな

すなり。かくして司祭、彼等の爲に祈らば、主、彼等に慈悲をかけ給わん。

二一 二さてその犢は、之を陣の外に携え行き、前述の犢の如く焚くべし。これ、會

衆の罪のためなればなり。二三もし首長たる者罪を犯し、知らずして主の誠命に

二四 禁じられたる事の一を爲し、後に至りてその罪なりしことを知らば、彼、玷

なき牡山羊を犠牲として主に献ぐべし。二四即ちその頭に手を按き、毎も燔祭の

二五 牲を主の御前に殺す場所にて、之を屠るべし。そは罪のためなればなり。二五次

いで司祭は、その罪祭の犠牲の血に指を浸し、燔祭壇の角に之を塗り、残余は

4) 司祭は罪祭を献げつつそれと共に祈る

二六 その下に流すべし。されど脂肪は、和祭の犠牲に對して常に爲す如く、之を
 その祭壇の上にて焚くべし。かくして司祭、彼と彼の罪との爲に祈るべし。さ
 らば彼は赦されん。またもし國の民の中に、知らずして罪を犯し、主の誠
 命に禁ぜられたる事の一を爲して、罪を獲たる者あり、その罪なりしことを
 知るに至らば、玷なき牝山羊を獻ぐべし。即ちその罪祭の犠牲の頭に手を按
 き、燔祭の犠牲の場所にて之を屠るべし。次いで司祭は、その血の一部を指
 にて取り、燔祭壇の角に之を塗り、殘餘はその下に流すべし。されど脂肪は
 和祭の犠牲より常に取り去る如く、そのすべてを取り去り、之を祭壇の上にて
 焚き、主に對する馨しき香たらしむべし。かくして彼の爲に祈るべし、さら
 ば彼は赦されん。彼もし罪祭の犠牲として、羊、即ち玷なき牝山羊を獻げんと
 せば、その頭に手を按き、毎も燔祭の犠牲を殺す場所にて之を屠るべし。
 次いで司祭は、その血の一部を指にて取り、燔祭壇の角に之を塗り、殘餘は
 その下に流すべし。またその脂肪はすべて、毎も和祭の犠牲として屠る牡羊

5) 註四
 を参照
 6) 註四
 を参照

の脂肪を取り去る如くに取り去り、之を主の燔祭のものに加えて、祭壇の上にて焚くべし。かくして彼と彼の罪との爲に祈るべし、⁸⁾「さらば彼は赦されん。」

第 五 章

罪祭の他の犠牲。

一 一人もし誓う者の聲を聴き、その見たる事、または知れる事の證人たるべき場合に、罪を犯して、之を陳述べざれば、その科を負うべし。¹⁾

二 一人もし、野獸に殺されたるもの、または自ずと死せるもの、その他いかなる爬虫物にても不浄なるものに觸れ、おのが不浄を忘れなば、科あり、罪を犯したるなり。^三

三 またもし識らずして、人を穢すと定められたるいかなる穢れにもあれ、人の穢れに觸れ、後に至りて之を知らば、科あり。^四

四 一人もし誓いて、おのが誓もて罪の悪事または善事を爲さんと云い、誓とおのが言とに

の燔祭の牲は常に祭壇の上に置いてあつたと思われるが、それに加えて。¹⁾の註四を参照。

第五章

1) 一般にイスラエルの裁判では、證人の陳述が重要であつたから、あらゆる手段を盡くして、誰でも證言できる人には、かよるな陳述をさせたものである。

よりて確く約束しながら、²⁾之を忘れ、後に至りて、それを罪と識らば、
^五その罪の償いをなすべし。^六即ち、畜群の中より、牝の羔、または牝
 山羊一頭を献ぐべし。かくて司祭は彼³⁾の爲、また彼の罪の爲に祈るべ
 し。^七されど彼もし家畜を献ぐる能わずば、山鳩二羽か、家鳩の雛二羽
 を主に献げ、一羽を罪祭に、一羽を燔祭に用うべし。⁴⁾^八即ち之を司祭に
 付すべし。司祭は先ず罪祭に用うるものを献げ、その頭を翼の方に捻り
 て、それを頸に押しつくる如くになすべし。されど全くそれを挽ぎ取る
 べからず。^九次いでその血の一部を、祭壇の傍に灌ぎ、残れるはその下
 に滴らしむべし。これ、罪祭なればなり。^{一〇}他のものは、仕來りの如く
 に焚きて、燔祭に献ぐべし。かくして司祭、彼の爲、また彼の罪の爲に
 祈るべし。さらば彼は赦されん。^二もし彼の手二羽の山鳩か、二羽の家
 鳩の雛をも献ぐる能わずば、麥粉一エファの十分の一をおのが罪の爲に
 献ぐべし。その上に油を注ぐべからず。^三また乳香を載すべからず。こ

2) ヘブレオ語聖書では、「人もし軽々しく誓いて何か悪しき事もしくは善き事をなさんと云わば。」³⁾原文が女性(♀)になつてゐるのは anima (人と譯した)が女性名詞であるため。
 4) 本一二・八。
 5) 油は喜びの象徴。罪は悲しまなければならぬ。

一三 れ、罪祭なればなり。一三 彼、之を司祭に付すべし、司祭は之を一握み取り
 一三 献げたる人の記念として、⁶⁾ 祭壇の上にて之を焚き、一三 彼の爲に祈り、罪
 の贖いをなすべし。残れる分は、禮物として、司祭自ら之を取るべし。」

一四 主、なおもモイゼに告げて曰わく、一五 人もし誤りて慣例を破り、主に
 献聖げられたるものを犯さば、⁷⁾ その過失の爲に畜群の中より、聖所の秤
 量による二シクルにて買うことを得べき、玷なき牡羊を一頭献ぐべし。

一六 しかして彼は己が與えたる損害を償い、その外に五分の一を添え、之を
 司祭に付すべし。司祭はその牡羊を献げて、彼の爲に祈るべし。さらば彼
 一七 は赦されん。一七 人もし知らずして罪を犯し、主の誠命に禁ぜられたること
 一八 の一つを爲し罪ありとされて、その過失を認めなば、一八 その罪の大いさと

評價とに應じて畜群の中より玷なき牡羊一頭を、司祭に差出すべし。司祭
 は彼の爲に祈るべし、そは彼、知らずして然なしたればなり。さらば彼は
 一九 赦されん。一九 蓋し、彼、誤りて主に背きたればなり。」

⁶⁾ 天主に奉獻者を記憶していただくために。—の自分の身に罪がななくても、例えば男兒出生後四十日目などには、誰でも罪祭を献げる義務があつた

第 六 章

知りながら犯したる罪に對する犠祭—獻げに際して司祭らの有する義務と權利。

二一

一主、モイゼに告げて曰いけるは、三人もし、罪を犯し、主を輕んじ奉りて、¹⁾ 信じて己に預けられたるものを他人に拒み、或は無理に何かを奪い取り、或はその他の不正をなし、²⁾ 或は失物を見出したがら之を否みて剩え偽り誓い、或はその他人々のよく罪を犯す種々なる事の中の何かを爲し、³⁾ 或はその違反に心づかば、己が詐欺取らんとしたるすべてのものを悉く返却し、且、その上に己が損害をかけたる所有主に、五分の一を與うべし。⁴⁾ 六しかしておのが罪の爲に、畜群の中より玷なき牡羊一頭を獻ぐべし、即ち違反の評価と大いさとに應じて、之を司祭に付すべし。⁵⁾ 七司祭は主の尊前にて、彼の爲に祈るべし。⁶⁾ 八さらば彼は、いかなる事を爲して罪を犯したりとも、その赦免を得ん。⁷⁾ 九主さらにモイゼに告げて曰いけるは、⁸⁾ アーロンとその子等と

九八

第六章 1) 意識して犯したあらゆる罪。隣人に對する罪も、その罪によつて天主の御掟を破るから、やはり天主に對する輕蔑を含んでいる。
2) 民五・七。
3) 本五・一八。
4) 司祭が職務上から祈れば、その祈には特別の効力がある。

一六 一五 一四 一三 一二 一〇

に命じてかく云え、これは燔祭の⁵⁾ 掟なり。そは祭壇の上に
 て、終夜朝まで燃やすべし。⁶⁾ その火は同じ祭壇より點すべし。
 一〇 司祭は上衣と亞麻の⁷⁾ 下衣とを着し、火に焼け盡したる灰を取
 二 りて、之を祭壇の傍に置き、⁸⁾ 前述の衣服を脱ぎて他の衣服を
 着け、灰を陣の外に携え出し、いと清淨き場所にて、粉々にな
 三 し盡すべし。祭壇の上の火は、恒に燃えしむべし。⁹⁾ 司祭は
 之を絶やさざらんことを心がけ、毎日朝に薪を加え、その上に
 燔祭の牲をのせて和祭の脂肪を焚くべし。¹⁰⁾ これは常住の火
 一四 なり、祭壇の上に片時も熄えしむべからず。¹¹⁾ これはア—ロ
 ンの子等が主の尊前、祭壇の前にて献ぐべき、素祭と灌祭との
 一五 の掟なり。司祭は油をかけたる麥粉を一掴みと、麥粉の上に
 のせられたるすべての乳香とを取り、之を記念として祭壇の上
 に焚き、主に對する最も馨しき香たらしむべし。¹²⁾ 一六 その麥粉

5) 毎晩の燔祭の (出二九・三八以下)。1) 消えぬよ
 うにさせるのである。
 7) この火は常に祭壇上に
 燃やしておく。キリスト
 信者の心に常に燃えてい
 るべき神聖な愛の天上の
 火の象徴。1) この火は
 ナブコドノソルがイエル
 サレムの聖殿を破壊した
 時だけ消えた。しかし聖
 書にはその時でも、ふし
 ぎに保たれたと書いてあ
 る (略後一・一九—二二
 参照) 1) ヘブレオ語「ミ
 シヤ」、無血祭 (民二
 八・三一—八参照)。
 12) 本二・二。

一七 の残れる分は、アーロンとその子等、酔を入れずして之を食うべし。彼は幕屋の庭の聖所にて、之を食うべきなり。一七その酔を
 一八 入るべからざるは、その一部をば、主の火祭として献げたるが故
 一八 なり。これは罪祭と愆祭との如く至聖かるべし。11) 一八アーロンの
 苗胤の男子のみ之を食うべし。これは主の素祭につきて、汝等の
 代々永久に守るべき掟なり。之に觸るる者は何人も聖くなるべ
 二〇九 し。12) 一九また、主モイゼに告げて曰わく、二〇「アーロンとその子
 等が、注油の日に主に献ぐべき供物は次の如し。麥粉一エフア
 の十分の一を、素祭として恒に、その半ばを朝に、その半ばを暮
 二に に献ぐべし。三それは油をかけて、鍋に入れてやくべし。そのな
 二二 お熱き間に、主への馨しき香として、三三 正當に父の後を繼ぎたる
 二三 司祭は、13) 之を献げ、祭壇の上にて全く焚き盡すべし。三三 蓋し、
 司祭の素祭はすべて、火を以て焚き盡すべく、何人も之を食うべ

11) 罪祭と愆祭との牲は「至聖なるもの」として、ただ司祭等とその家族中男子たる者のみが食することを許されていたが、「聖なるもの」とされていた和祭の牲の分を食することは、その食事が聖所で行われ、律法規定の清浄の状態であれば、司祭等の家族の女子たる者にも許されていた。
 12) それ故これを食する者は、身を洗い清めなければならぬ。
 13) 大司祭。

二五

二六

二七

二八

二九

三〇

からさればなり。」^{二四}主またモイゼに告げて曰いけるは、^{二五}「ア—ロンとその子等とに云え、罪祭の掟は次の如し、燔祭を献ぐる場所にて、主の尊前にそれを屠るべし。それは聖の聖なるもの¹⁴⁾なり。^{二六}之を献ぐる司祭は、幕屋の庭の聖き所にて、之を食うべし。^{二七}その肉に觸れんものはすべて聖くなるべし。もしその血、衣服にかゝらば、聖き所にて之を洗うべし。^{二八}また之を煮たる土器は碎くべし。されどその器、青銅ならば、之を磨き、水をもて洗うべし。^{二九}司祭の苗胤の男子はみな、その肉を食うべし、それは至聖きものなればなり。^{三〇}されど罪祭の爲に屠り、その血を携えて證詞の幕屋に入り、聖所にて贖罪をなしたる犠牲は、之を食うべからず、火を以て焚くべし。¹⁵⁾」

第七章

愆祭及び和祭に就きて—脂肪と血とは之を食すべからず。

「愆祭の規定は次の如し。これは至聖きものなり。¹⁾されば愆祭の犠牲も、燔祭の犠牲を屠る所にて、之を屠るべし。その血は祭壇の周圍に注ぐべし。^三そ

14) 註一

一参照

15) 本五

・五。

來一三

一一。

第七章

1) 本書

四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四

れより献ぐべきは、その尾と、臓腑を包める脂肪と、^四二つの腎臓と、腸に附ける脂肪と、腎臓に附ける肝臓の網膜と、これなり。^五司祭はこれを、祭壇の上にて焚くべし。これ、愆ちの爲に主に献ぐる火祭なり。^六司祭の苗胤の男子はみな、聖所にてこの肉を食うべし、そは、至聖きものなればなり。^七愆祭も罪祭の如くに献ぐべし。この兩方の犠牲に對しては、同一の定則に據るべく、そは、之を献げたる司祭のものとなるべし。^八燔祭の犠牲を献ぐる司祭は、その皮を獲べし。^九凡て麥粉を塗にて焼きたる素祭の献物、ならびに焙器または鍋にて調理えたるものは、之を献ぐる司祭のものとなるべし。^{一〇}その油をかけたるものも、乾けるもの^二も、アーロンのすべての子等に、均しく分け與うべし。^三主に献ぐる和祭の犠牲の規定は次の如し。^{一一}もしその献げ、感謝の爲ならば、油をかけたる酵なきパンと、油を塗りたる酵なき煎餅と、良き麥粉を焼きたるものと、油をかけたる菓子とを献ぐべし。^{一二}更にまた、和祭として献ぐる感謝の犠牲と共に、酵あるパンをも供うべし。^{一四}その一つは、初物として

六章の註一一 参照。
 2) 油を
 つけな
 いもの
 は、た
 だ貧困
 者が罪
 祭の牲
 の代り
 に献げ
 た(利
 五・一
 一)。
 3) 職務
 を行ら
 司祭本

一五 主に献ぐべく、犠牲の血を注ぐ司祭のものとなるべし。一五その犠牲の
 肉は、その日の間に之を食うべし。その些少も翌朝まで残しおくべか
 一六 らず。一六人ありて、願により、或は自ら欲みて、犠牲を献ぐる場合
 にも同じく、その日の間に之を食うべし。されど翌日まで残れるもの
 一七 あらば、之を食うも妨げなし。一七ただし、三日目まで残れるものは、
 一八 悉く之を焚くべし。一八人もし三日目に、和祭の犠牲の肉を食わば、
 その献祭は徒勞となりて、献げし者にも益なかるべし。いな、寧ろか
 かる食事をなして己を穢すものは、規則に違反しし罪責あるべし。一
 一九 穢れたるものに觸れし肉は、食うべからず、火を以て焚くべし。潔
 二〇 き者は之を食うべし。二〇もし穢れたる人、一) 主に献げられたる和祭の
 二一 犠牲の肉を食わば、その人、その民の中より剪除かるべし。二) また、
 二二 人間の穢れ、畜獣の穢れ、その他穢すことある何物かの穢れに觸れた
 二三 たらかかる肉を食う者は、その民の中より剪除かるべし。三) 主また

人のものとなるの
 みならず。
 一) この肉は所定の
 短時間中に食べな
 ければならなかつ
 た。犠牲の肉が、
 東國の暑氣で腐敗
 しやすいので、そ
 の神聖さの少しで
 も潰されるのを防
 ぐためである。そ
 れでまた一部を貧
 民に與えざるを得
 なかつた。一) 本
 一九・八。一) 原
 語 *aninab* は靈魂即
 ち生ける人。

二三 モイゼに告げて曰わく、二三「イスラエルの子等に云え、〃羊と、牛と、山羊と
 の脂肪は、汝等之を食うべからず。二四自ら斃死れし畜獸の屍體と、他の野獸に
 捕えられし畜との脂肪は、汝等これをさまざまの用に供すべし。二五人もし火祭
 として主に献ぐべき脂肪を食わば、その民の中より剪除かるべし。二六また汝
 等、鳥にもあれ獸にもあれ、動物の血を食うべからず。二七凡て血を食う者⁷⁾は
 その民の中より剪除かるべし。〃二八主またモイゼに告げて曰いけるは、二九「イ
 スラエルの子等に告げて云え、〃和祭の犠牲を主に献ぐる者は、同時に他の供
 物、即ち神酒をも亦献ぐべし。三〇彼はおのが手に、犠牲の脂肪と胸とを持つべ
 し。しかして之を共に主に献げ、聖別した後、司祭に付すべし。三一司祭はその
 脂肪を祭壇の上にて焚くべし。されど、その胸はアーロン及びその子等のもの
 となるべし。三二和祭の犠牲の右肩もまた、初物⁸⁾として司祭に歸すべし。三三ア
 ーロンの子等の中、その血と脂肪とを献ぐる者、その右肩をもおのが分として
 獲るべし。三四そは我、イスラエルの子等の和祭の犠牲より、擧げたる⁹⁾胸と分

7) 註六
 参照。
 8) 分前
 の義。
 9) この
 「擧げ
 る」と
 は、犧
 牲のい
 づれの
 部分を
 も、天
 主に献
 げたも
 のであ
 る印と
 して、
 燔祭壇

三五

三六

三七

三八

ちたる肩とを取りて、イスラエルのすべての子孫等の永久に守るべき規定により、アロン及びその子等に與えられたればなり。これはアロン及びその子等を、モイゼが立てて司祭の職務を爲さしむる日の、主の禮式における彼等の注油¹⁰⁾にして、^{三六}またこれ¹¹⁾主が命じて、代々永久に守るべき掟に従い、イスラエルの子等より彼等に與えしめ給うものなり。^{三七}これぞ燔祭、罪祭、愆祭、祝聖式、和祭の犠牲の掟にして、^{三八}主がシナイの荒野にて、イスラエルの子等にその献物を主に供うることを命じ給える時、シナイ山の上にてモイゼに命じ給いしものなる。」

第八章

モイゼ、アロン及びその子等を聖別す。

二一

四三

一 主なおもモイゼに告げて曰いけるは、¹⁾「アロン及びその子等と、彼の等の衣服と、注油と、罪祭の牡犢と、二頭の牡羊と、一籠の酵なきパンとを携え來り、²⁾民を悉く幕屋の入口に集めよ。」^四モイゼは主の命じ給え

と聖所との間で、手で前後に揺り動かしたたのである。

¹⁰⁾「注油によりて與えられる権」の意味。

¹¹⁾胸部と肩部とについて云われたこと。

第八章

1) 本章に記されてゐることは、出二九・一―

五 如くに爲しぬ。さて、民悉く幕屋の門の前に集りたれば、
 六 云いけるは、「これぞ主が爲せと命じ給いし所なる。」と。即ちア
 七 ーロンとその子等とを携え來り、彼等をして身を洗い淨めしめたる
 八 後、³⁾ 大司祭に亞麻織の下衣を着せ、帶を締めさせ、青き上衣を纏
 九 わせ、その上に肩衣を着けしめ、⁴⁾ 之を紐にて結び「教と眞理」の
 一〇 ある⁴⁾ 胸牌に附けたり。九またその頭に頭帽を戴かしめ、額の上
 一一 にて之に、聖別して聖ならしめたる黄金の板を附けぬ。主の彼に命
 一二 じ給いし如し。一〇 彼また灌油を取りて、幕屋とそのすべての器具
 一三 とに抹り、二 祭壇に七度灌ぎて之を聖ならしめたる後、之とそのす
 一四 べての器具と、また洗盤とその臺とに抹りて、油を以て聖別したり。
 一五 彼またアーロンの頭に之を注ぎ、塗油して彼を聖別せり。⁵⁾ 一三 次
 一六 いでその子等をも亦連れ來り、彼等に亞麻織の上衣を着せ、帶を締
 一七 めさせ、これに頭帽を戴かしめぬ。主の彼に命じ給いし如し。一四 彼

三七の命令の實行の
 詳説である、¹⁾ 出
 二九・三五。四〇・
 一三。³⁾ 本一六・
 四参照。體を洗い淨
 めるは靈魂を淨める
 象徴。何人も清から
 ずして清き天主に近
 づくことは許されな
 い、少くとも天主の
 御心を宥める職務を
 行うべき人々はそう
 である。⁴⁾ 「ウリム
 とトウミム」であつ
 て胸牌に藏めてある
 出二八・三〇参照。
⁵⁾ 集四五・一八。

一五 また罪祭⁶⁾の牡犢を献げたり。即ちア—ロンとその子等とが、その頭に手を

按きたる後、^{一五}彼は之を屠りてその血を取り、之に指を浸して、祭壇の周囲

の角につけ、かくして贖いと聖別とをなしたる後、残れる血を、その下に流

せり。^{一六}されどその臓腑を包める脂肪と、肝臓の網膜と、二つの腎臓ならび

にその脂肪とは、祭壇の上にて之を焚けり。^{一七}また、その犢は、その皮、肉、

糞と共に、陣の外にて之を焚けり。主の彼に命じ給いし如し。^{一八}次に彼は、

二〇九 燔祭⁷⁾に牡山羊を献げたり。即ちア—ロンとその子等とが、その頭に手を按

きたる後、^{一九}彼は之を屠りて、その血を祭壇の周圍に流せり。^{二〇}しかしてそ

の牡羊を切り分ち、その頭と、肢體と、脂肪とは、火を以て之を焚けり。

二 彼は先ず臓腑と脚とを洗いたる後、その牡羊を全部、祭壇の上に焚きぬ。

これ、主に對する最も馨しき香の燔祭なればなり。主の彼に命じ給いし如し。

三 彼また司祭聖別の爲、他の牡羊をも献げたり。即ちア—ロン及びその子等

三三 其の頭に手を按くや、^{三三}モイゼ之を屠りてその血の一部を取り、ア—ロンの

6) まず聖

別せらる

べき人々

の罪を除

くための

罪祭とし

て。

7) 燔祭の

獸は、主

なる天主

に全く身

を献げて

これに仕

えるべき

司祭等を

代表する

二四 右の耳の端、右手の拇指、ならびに右足の大趾にも之をつけぬ。⁸⁾

二五 彼またアーロンの子等を連れ來りて、屠りたる牡羊の血の一部

を、その各人の右の耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とにつ

け、殘餘は之を祭壇の周圍に流したり。^{二五}されど脂肪と、尾と、

臟腑を包むすべての脂肪と、肝臓の網膜と、兩の腎臓並にその脂

肪と、右の肩とは、之を分ち取りぬ。^{二六}また、主の尊前にある、

酵なきパン⁹⁾の籠の中より、酵なきパン一箇、油をかけたる菓子

一箇、煎餅一枚を取り出し、之を脂肪と右肩との上に載せ、^{二七}悉

くアーロンとその子等とに付せり。よりて彼等は之を主の尊前に

舉搖げぬ。^{二八}彼再び彼等の手より之を取り、燔祭壇の上にて¹⁰⁾之

を焚けり。これ、馨しき香となさんためなる聖別式の主に對する

犠牲の献祭なればなり。^{二九}しかして彼は聖別式の牡羊より、己が

分としてその胸を取り、¹¹⁾之を主の尊前に舉搖げたり。主の彼に

8) 右側の耳の端や右手

右足の拇指大趾などは

全身をあらわす。殊に

耳はいつも天主の御言

を傾聽するよう、手は

聖なる祭祀をよく果た

すよう、足は天主の御

掟と祭祀執行の細則と

を履むよう聖別される

のである。――⁹⁾酵なき

パンは心の腐敗せずし

て潔きことを象徴する

¹⁰⁾ヘブレオ語「燔祭の

上にて」。――¹¹⁾モイゼは

肩の部分を焼いたが、

普通は職務を執行する

司祭がそれを貫つた。

三〇 命じ給える如し。三〇次いで注油と、祭壇の上^{うへ}にありし血^ちとを取り、
 三一 之^{これ}をア—ロンとその衣服^{ころも}、その子等^{こら}とその衣服^{ころも}に灌^そぎぬ。12) 三二 かくし
 て彼等^{かれら}ならびにその衣服^{ころも}を聖別^{せいべつ}したる後^{のち}、彼^{かれ}、彼等^{かれら}に命^{めい}じて云^いいける
 は、「幕屋^{まくや}の入口^{いりぐち}の前^{まえ}にてその肉^{にく}を煮^に、其處^{そこ}にて之^{これ}を食^{くら}え。汝等^{なんじら}また
 籠^{かご}の中^{うち}にある聖別^{せいべつ}式のパン^{ぱん}をも食^{くら}うべし。主^{しゅ}、我^{われ}に命^{めい}じて、「ア—ロ
 三二 ン及^{およ}びその子等^{こら}、之^{これ}を食^{くら}うべし。」と曰^{のたま}いたればなり。13) 三三 しかして
 三三 その肉^{にく}とパンとの残^{のこ}れるものは悉^{ことごと}く火^ひを以^{もつ}て之^{これ}を焚^やくべし。三三 汝等^{なんじら}ま
 た汝等^{なんじら}の聖別^{せいべつ}式の期^{とき}満^み了^つる日^ひまで、七日^かの間^{あいだ}、幕屋^{まくや}の門^{かど}口^{ぐち}を出^いずべか
 三四 らず。聖別^{せいべつ}式^{しき}は七日^かにて終^おればなり。三四 今^{いま}の如^{ごと}く行^{おこな}われたるは、供^{いけにえ}犠^え
 三五 の式^{しき}の全^まうせられんためなり。三五 汝等^{なんじら}晝^{あひだ}夜^よ幕屋^{まくや}の中^{うち}に留^{とど}まりて、主^{しゅ}の
 三六 伽^{とぎ}をなし奉^{たてまつ}るべし。これ汝等^{なんじら}の死^しなざらんためなり。我^{われ}かく命^{めい}ぜられ
 三六 たればなり。三六 乃^{すなわ}ちア—ロン及^{およ}びその子等^{こら}は、主^{しゅ}がモイゼの手^てによ
 りて告^つげ給^{たま}いし事^{こと}を、悉^{ことごと}く爲^なしぬ。

12) 衣服にも灌注用油と犠牲の血とをふりかけて之を聖別した。彼らは之を着なければ聖祭を行ふことが許されなかつた。

13) 犠祭の食事にはただ司祭たちのみあずかることが許されたが、この食事を以て聖別式が終つたのである。

—出二九・三二。
本二四・九。

第九章

アーロン己と民との爲に犠牲を献ぐ—主の火、燔祭の牲の上に下る。

一 さて八日目に及びて、モイゼはアーロンとその子等、並にイスラエルの長老等たちを召よび、アーロンに云いけるは、¹⁾「畜群の中より、罪祭の爲の牡犢、燔祭の爲に牡羊の、共に玷きずなきものを取り、之を主の尊前に献さげよ。²⁾三しかして汝イスラエルの子等に云いうべし、⁴⁾汝等、罪祭の爲に牡山羊を、燔祭の爲に犢と羔との、共に當歳にして玷きずなきものを、取り來れ。⁴⁾また、和祭の爲に牡牛と牡羊とを取り來れ。しかして主の尊前に之を屠りて、その各々の犠牲と共に油をかけたる麥粉を献さげよ。そは、主、今日汝等に現れ給うべければなり。」⁵⁾ここに於いて彼等、モイゼが命めいじたる物を悉く幕屋の門前に携たえ來りければ民みな其處に集つり立ちたる時、⁶⁾モイゼ云いけるは、「これは主が爲せと命めいじ給たまえる御言みことばなり、かく爲なさばその御光榮汝等に顯あらわぬ。」⁷⁾次いでアーロンに云いぬ、「祭壇に近づきて、汝の爲に罪祭を献さげ、燔祭を献さげて己の爲、民の爲に

第九章

1) モイゼはアーロンを聖別して後にはもはや、司祭の職務を行わなかつた。
2) 出二九・一。

祈り、汝民の犠牲を屠りたる後、彼等の爲に祈ること、主の命じ給え
 る如くにせよ」 八よりてア—ロンは直に祭壇に近づき、³⁾ 己が罪の爲
 に犢を屠れり。 九 しかして彼の子等、その血を彼の許に携え來りけれ
 ば、彼、之に指を浸し、祭壇の角につけ、殘餘をその下に注ぎたり。
 一〇 また罪祭の牲のものなる脂肪、腎臓、肝臓の網膜は、之を祭壇の上
 にて焚きぬ。 主のモイゼに命じ給える如し。 二 されど、その肉と皮と
 は、之を陣の外にて火を以て焚けり。 二 彼また燔祭の犠牲を屠り、そ
 の子等がその血を彼の許に携え來るや、之を祭壇の周圍に注ぎぬ。
 二三 彼等またその犠牲を切り分ちて、頭及びすべての肢體を彼の許に持
 ち來りければ、彼は之を悉く、祭壇の上に火を以て焚きぬ、 一四 但しそ
 の前に、臟腑と脚とは、先ず水を以て之を洗いしなり。 一五 次に、彼は
 民の爲の罪祭として牡山羊を屠り、祭壇を潔めたる後、 一六 燔祭を献げ
 たり。 一七 なお、この犠祭に添えて、神酒をも同時に献げ、朝の燔祭⁴⁾

3) 聖別されて大司祭となつたア—ロンがその最初の犠牲を献げるのである。それはまず自分の爲、次いで民全體のためであつた。即ち司祭はまず自分のために償いをする必要があり、然る後始めて天主と民との仲介者の役を勤めるのである。 — 4) 毎日献げる規定であつた。

一八 の儀式の外に、之を祭壇の上にて焚けり。一八 彼また民の爲の
 和祭として、牡牛と牡羊とを屠り、その子等がその血を彼の
 許に持ち来るや、之を祭壇の周圍に注ぎぬ。一九 されど、その
 牡牛の脂肪と、牡羊の尾と、腎臓ならびにその脂肪と、肝臓
 二〇 の網膜とは、二〇 彼等之をその胸部の上に載せ來れり。その脂
 肪を祭壇の上にて焚きたる後、二一 アーロンその胸と右肩とを
 分ちて、主の尊前に舉搖げたり。モイゼの命じたる如し。
 二三 しかして彼は、民の方に手を差伸べて之を祝し、⁵⁾ 罪祭、
 燔祭、和祭を終えて下れり。⁶⁾ 二三 ここにおいて、モイゼとア
 ーロンとは證詞の幕屋に入り、⁷⁾ 再び出で来るや民を祝しぬ。
 かくて主の御榮光、すべての民に現れたり。二四 即ち見よ、火
 主の許より⁸⁾ 出でて、祭壇の上⁹⁾ にありし燔祭の犠牲と脂肪と
 を焼き盡せり。民、之を見るや、主を讚稱えて俯伏しぬ。

5) 多分アーロンは、民六・二四―二六に述べてある形式を用いたのであるらう、イスラエル人はこの形式を今なお用いている。1) 祭壇前の臺から、既述した階段もしくは傾斜した床を通つて。1) モイゼはそこでアーロンに職務を授けようと思つたのである。1) 契約の櫃のある處から。雲の中から聖幕屋の上に奇しき光輝を出し、火焰を發射してそれが祭壇の上にあつた犠牲を焼き盡したものと想われる。このふしぎな火は、天主がアーロンの司祭職とその犠牲とを嘉し給らた印であつた。

第 十 章

ナダブとアビウ異火を献げて火に焼き殺さる―司祭幕屋に入る時
飲酒を禁ぜらる―聖物を食するに就いての規則。

一 時に、ア―ロンの子等なるナダブとアビウとは、おのが香
 爐を取り、之に火を入れ、その上に香を盛り、主の尊前にて
 命ぜられたるものにあらざる異火を献げしに、¹⁾ 火、主より
 出でて、²⁾ 彼等を焼きしかば、彼等主の尊前に死せり。³⁾ 三
 三 ころにおいて、モイゼはア―ロンに云いぬ、「これぞ主の曰い
 し所なる。〃我は我に近づく者等にわが聖なることを示し、
 すべての民の眼前にて光榮を顯さん。〃」ア―ロン之を聞き
 四 て黙然たりき。⁴⁾ モイゼまたア―ロンの叔父オジエルの子等
 なるミサエルとエリサフアンとを召びて、之に云えり、「行
 きて汝等の兄弟等を携え、聖所の前を去り、彼等を陣の外に

第十章 1) 規定せられたよう
 にして用意しなかつた火か
 あるいは所定の時に捧げな
 かつた火。二三の解釋者の
 説によれば、この兩司祭は
 酩酊して聖務を行つたので
 あるらうという。九節以下參
 照。―民三・四。二六・六
 一。代上二四・二。―2) こ
 の火は電光の如く彼らを殺
 した。―3) 各司祭にとつて
 の大なるみせしめ。

五 運び出せ。」と。五よりて、彼等は直に進み寄りて、亞麻の衣服を纏い瘡
 れたるまゝの彼等を携え、之を陣の外に棄て、命ぜられる如くに爲した
 六 り。六モイゼまたアロン及びその子等なるエレアザルとイタマルとに
 云いけるは、「汝等の頭を露すなかれ、また汝等の衣服を裂くなかれ、
 これ汝等が死なす、また御憤怒がすべての民の上に下らざらんためな
 七 り。汝等の兄弟等、及びイスラエルの全家は、主がかく火を出だして
 焼滅ぼし給いしことを嘆くべし。七されど汝等は、幕屋の門を出ずべか
 八 らず。八 』彼等モイゼの命のまゝにすべてを爲せり。八こゝに主アロンに曰
 九 わく、「汝等は、汝も汝の子等も、證詞の幕屋に入る時には、葡萄酒な
 らびにすべて酔わしむることあるものを、飲むべからず。これ汝等が死
 一〇 なざらんためなり。そは、汝等の代々永久に守るべき定則なればなり。
 一〇 また、汝等が聖なると聖ならざると、潔きと潔からざるとを區別つ知

4) 服喪の印とし
 ては、目だけ出
 して顔を包み、
 頭の裝飾品を取
 り除き、髪は剃
 るかあるいはと
 かさずに垂らし
 ておいたもので
 ある。5) 天主の
 御罰に對して不
 満らしい様子を
 見せないために
 服喪の印をつゆ
 ほども示しては
 ならなかつたの
 である。6) 死
 者埋葬に立ち會
 うためなどに。

二 識を有せん爲、二イスラエルの子等に、主がモイゼの手によりて彼等に告げ給

二 えるすべてののわが典憲を教うるを得ん爲なり。」 二モイゼまたア—ロン及びそ

の遺れる子エレアザルとイタマルとに云いけるは、「主に献げたる素祭の殘餘

なる供物を取り、酵を入れずして之を祭壇の傍にて食え、これ、至聖きものな

ればなり。二三汝等、之を聖所にて食うべし、そは、我が命ぜられたる加く、主

一四 の献物の中より、汝及び汝の子等に與えられたればなり。一四また献げたる胸部

と、分ちたる肩部とは、汝、また汝の子も汝の女も、汝と共に、これを至聖き

ところ 所において食うべし。そは、イスラエルの子孫の救靈の犠牲の中より、汝と

汝の子女との爲に、取り置かれたるものなればなり。一五蓋し、彼等は肩部と

胸部と、祭壇の上にて焚く脂肪とを主の尊前にて擧げ、これらは、主の命じ給

える如く、恒に守るべき定則によりて、汝と汝の子等とに歸すべきなり。」

一六 さる程にモイゼ、罪祭に献げられし牡山羊を索めしが、その焼かれしを知る

に及びて、ア—ロンの遺れる子等、エレアザルとイタマルとに對い、怒りて云

の「和祭」の意。

8) これ

は至聖

なるも

のでな

く、た

だ聖な

るもの

に過ぎ

ない。

一七 いけるは、⁹⁾一七 汝等何故罪祭の犠牲を、聖所にて食わざりしや、これは至聖くして、汝等をして民草の罪を負い、彼等の爲主の御眼前に祈らしめんとて、汝等に與えられたるものなるに。¹⁰⁾一八 わけても、その血を聖所の内に携え入らざりしが、汝等は、わが命ぜられし如く、かくして聖所にて之を食うべかりしなり。^{一九}ア
 一八 一ロン答えるは、「今日罪祭と、燔祭と、主の尊前にて献げられたるに、汝の見たる如き事、我に起れり。我、如何にして、之を食うを得たらんや、また、悲しき心もて式に臨み、主の聖旨に適うを得たらんや。」と。^{二〇}モイゼ之を聞きて満足せり。¹¹⁾

第十一章

潔き獸と潔からざる獸との區別。

二一 一主、モイゼとア一ロンとに告げて曰いけるは、イスラエルの子孫に云え、「地の生きとし生ける物の中、¹⁾汝等の食うべき畜

9) 略後二・一一。
 10) 司祭らが、いわば罪を負うている犠牲を食するのには、償いの仲介者たることを示すためであつた。故にこれを食せぬは怠慢となることであつたのである。
 11) モイゼはこの規定の條文に外れたことを、特別な場合として是認した。

第十一章 1) 申一四・三。

三 獸は次の如し。三凡て、畜獸の中、蹄の割れ

たるもの、反芻獸は、汝等之を食うべし。

四 されど、反芻獸にても、駱駝その他の如く

蹄の割れおらざるものは、汝等之を食うべか

五 らず、潔からざるものとなすべし。五 山鼠は

反芻すれども、蹄割れおらざれば、潔から

六 す。六 兎も亦然り、反芻すれども、蹄割れを

七 らざればなり。七 豚も然り、これは蹄割れ

八 たれども、反芻せず。八 汝等これらのもの

九 肉を食うべからず、またその屍體に觸るべか

九 らず、これらは汝等にとりて潔からざればな

り。九 水に生ずるものにして、汝等の食い得

るは、次の如し。凡て海ならびに河川、池の

2) かくもいろいろな鳥獸魚の禁食を律法で命ぜられたのは、第一、民に従順と節制とを養けるため、第二、これらの生物により象徴せられる惡に對して戒心するため、第三、ここに禁ぜられた物はおおむね健康によろしからず、食するに適せぬため、第四、天主の民たる者をして具體的に不淨な物を斷つことにより、靈魂の清淨を求めさせるためであつた。1) 食していゝか惡いかに就いての動物の淨不淨は、結局天主の積極的なお定め歸着する。4) 豚肉が禁じられたのは、豚が特に不淨であるからというよりも、寧ろその肉が最も美味であるからであつた。5) 理由と共に一般的積極的な規定(三、四、兩節)を示したあとで、個々の實例を擧げる。1) 略後六・一八。1) レヴイ人は、不淨な動物を食すること、人または獸の死體に觸れること、癩、及び體の或る状態によつて不淨になつた。

一〇 中の、鱸ひれと鱗うろことあるものは、汝等なんじら之これを食くらうべし。一〇されど水みづに動うごく生いけ
 るものの中うち、凡すべて鱸ひれと鱗うろことなきものは、汝等なんじらにとりて忌いむべきもの、
 二 嫌きらうべきものたるべし。汝等なんじらその肉にくを食くらうべからず、またその屍體しかばねを
 避さくべし。二三 凡すべて水みづにありて鱸ひれも鱗うろこもなきものは、不淨ふじようたるべし。二三 鳥とり
 の中うち、汝等なんじらの食くらうべからざるもの、避さくべきものは、次つぎの如ごとし、鷺わし、鶯ひげ
 一五四 鷺わし、蒼鷺あやわし。一四 鳶とび、それぐの鷹たかの類たぐい、一五 諸々の鴉からすの類たぐい 及び之これに似にたる
 一八七六 もの、一六 駝鳥だちよう、梟ふくろう、鷓鴣かもめ、隼はやぶさの類たぐい、一七 木兎みづく、鶉うらう、紅鶴とんき、一八 白鳥はくちよう、ペリ
 二〇九 カン、水鷄くいな、一九 蒼鷺あやわし、千鳥ちどりの類たぐい、戴勝やつがしら、及び蝙蝠こうもりの、二〇 飛とぶものの中うち、
 二二 すべて四つ匍ほいに歩あゆむものは、⁸⁾ 汝等なんじらにとりて忌いむべきものたるべし。
 二三 されど、凡すべて四つ匍ほいに歩あゆむと雖いえども、後脚うしろあし長ながくして、之これを以もつて地上ちじようを
 跳とぶものは、二三 汝等なんじら之これを食くらうを得うべし。例たとえば、蝗いなむしの類たぐい、大稻子おほいなご、小
 二四 稻子いなご、蝻はつた、すべてその類たぐいのもの如ごとし。⁹⁾ 三三 然しかれども、飛とぶものの中うち、
 凡すべてたゞ四脚よつあしあるものは、汝等なんじらにとりて忌いむべきものたるべし。三四 凡すべて

の清淨な鳥につ
 いての一般的目
 安やすというような
 ものは示してな
 い。食すること
 を禁ぜられたも
 のは、蝙蝠をも
 含めて二十種に
 のぼつてゐるが
 殆ど、肉や屍や
 糞を喰うものば
 かりである。
 8) 昆虫の如きも
 の。1) 蝗を食
 用にしたのは、
 わけても貧しい
 人々であつた。
 三三・四。可一。

二五 これらのものの屍體しかばねに觸ふるる者は、穢けがるべく、暮くれまで不淨ふじようたるべし。10) 二五こ
 れらのもの死しして、それを携たずえ行く要ようある時は、衣服ころもを洗あらうべし。その身みは日ひ
 没ぐれまで不淨ふじようたるべし。二六 蹄ひぢめあれども、その割われおらざる畜獸けもの、及び反芻ねりかみせざ
 二七 る畜獸けものは、いずれも皆潔みたくよからさるべく、これに觸ふるる者は穢けがるべし。二七 四つ
 匍はいに歩あゆむすべての畜獸けものの中うち、掌たなごころにて歩あゆむものは11) 潔きよからさるべし。その屍し
 二八 體かばねに觸ふるる者は、暮くれまで穢けがるべし。二八 また、かゝる屍體しかばねを携たずうる者は、その
 衣服ころもを洗あらうべく、その身みは暮くれまで不淨ふじようなるべし。これらのものはみな汝等なんぢらに
 二九 とりて、潔きよからざればなり。二九 凡すべて地上ちじようを匍はうものの中うち、次つぎのものも亦また不淨ふじよう
 三〇 なるものとなすべし。鼯鼠いたち、鼠ねみ、鱈わに、すべてその類たぐいのもの。三〇 地鼠ぢすう、カメレ
 三一 オン、守宮やもり、蜥蜴とかけ、土龍もぐらもち。三一 これらはすべて不淨ふじようなり。これらのものの屍體しかばね
 三三 に觸ふるる者は、暮くれまで不淨ふじようなるべし。三三 これらのものの屍體しかばね、何物なにものの上うえに墜お
 つとも、その物ものは穢けがるべし、そは、木きの器具うつわたると、衣服ころもたると、皮革かわたる
 と、毛布けぬのたると、また人ひとの使用もちうるいかなる器具うつわたるとを問とわざるなり。こ

一六。參照。
 10) 制裁二つ。第一は日暮まで不淨とせらるること。第二は衣服を洗うこと。これは極めて嚴重であつた。
 11) 犬、猫、熊など。

三三 三三 されど土器は、その中にこれらのもの墜ちなば、穢るべし、故に之は毀つべきなり。三四 汝等の食ういかなる食物も、かくの如き水かからば、不浄となるべし。また、かかるいかなる器より飲む飲物も、すべて不浄となるべし。三五 また、これらの死せる獣、何物の上に墮つとも、そは不浄となるべし。その窯たると、鍋たるとを問わす、之を不浄として毀つべきなり。三六 されど、泉、貯水池、及びすべての水溜は淨かるべし。これらのものの屍體に觸るる者は穢るべし。三七 そは、種子の上に墜つとも、之を穢さざるべし。三八 されど、人その種子の上に水をかけて、後屍體之に觸れなば、そは立所に穢るべし。三九 汝等の食うを得る畜獸斃死なば、その屍體に觸るる者は、暮まで不浄なるべし。四〇 その何かを食い、もしくは之を携うる者は、その衣服を洗うべく、その身は暮まで不浄なるべし。四一 凡て地上を匍うものは、忌むべし。また之を食物となすべからず。四二 凡て四足にて腹這い行くもの、または多くの足あるもの、また

12) 穀が種子を保護するから
 13) 水が穀に浸み徹つて穢れをおびるから

四三 は地上ちじようを制はい行くものは、汝等なんじら之これを食くうべからず、そは忌いむべきものなればなり。¹⁴⁾ 汝等なんじらの靈魂たましいを汚けがすなかれ、また、

四四 これらの中うちの何物なにものにも觸ふるなかれ、そは汝等なんじら、不淨みじようとならざらん爲ためにして、¹⁵⁾ 我われは主しゆ汝等なんじらの天主てんしゆなればなり。我われは聖せい

四五 なるにより、汝等なんじらもまた聖せいなるべし。地上ちじようを動うごく匍はうものによりて、汝等なんじらの靈魂たましいを穢けがすなかれ。¹⁶⁾ 我われは、汝等なんじらの天主てんしゆた

四六 らん爲ために、汝等なんじらをエジプトの國くにより導みちびき出いだせる主しゆなればなり。我われは聖せいなるにより、汝等なんじらも聖せいなるべし。¹⁷⁾ 此これ即すなち畜けい

四七 獸のと禽鳥とりと、水みづに動うごき、地ちを匍はうあらゆる生物いきものとに關かんする掟おきてにして、^{四七} 此これ、汝等なんじら、潔きよき物ものと潔きよからざる物ものとの別べつを知しり

汝等なんじらの食くらうべき物ものと却しりぞくべき物ものとを知らんためなり。』

14) 惡魔あくまが加かよらな動物どうぶつの一つ、即すなち蛇へびを用もちいて、人間にんげんを誘惑ゆうわくし最初さいしょの罪つみに陥おとれたことは、忘わするべからざるいましめである。—¹⁵⁾ いわゆるレグイ人の清淨せいじよう規則きそくに關かんするこれらの規定きてんの目的てきを示しす。すなわち彼らをして始終しじうイスラエル人に、靈魂たましいの清淨せいじようを心こころがけるようすゝめさせるのである。—¹⁶⁾ 彼前まへ一・一六。—¹⁷⁾ 本ほん一九二。

第十二章

産婦の潔め。

二一 主またモイゼに告げて曰いけるは、イスラエルの子孫に告げて、汝之に云うべし、女、もし孕りて男兒を産まば、七日の間不淨なるべし。即ち月經のある日數ほどなり。一) 三しかして八日目に及び、その子は割禮を受くべし。二) 四されどその女は、血の潔まらん爲に、三十三日留まるべし。その潔めの日數満つるまでは、聖なる物に觸るべからず、また聖所に入るべからず。三) 五されどもし女兒を産まば、月經の習慣に従いて、二週間不淨たるべし。しかして血の潔まらん爲に、六十六日留まるべし。四) 六しかして男兒または女兒に對する潔めの日數満ちなば、燔祭の爲に當歳の羔を、罪祭の爲に家鳩の雛或は山鳩を携えて證詞の幕屋の入口に來り、之を司祭に付すべし。七) 司祭は之を

第十二章 一) 昔のインド人、ペルシヤ人、ギリシヤ人、ローマ人の間でも産婦は不淨な者と思われていた。—路二・二二。
二) 路二・二一。約七・二。—三) これらの規定は産婦を全く回復させるためでもあつた。—四) ヘブレオの人々が男よりも女を低く見たのは、女のおかげで世に罪が入りこんだと信じていたのもその理由の一つである。

主の尊前に献げ、その女の爲に祈るべし。さらばその出血より潔められん。これ、男兒、または女兒を産みたる女に對する掟なり。

八 その女、もし手及ばずして羔を献ぐる能わすば、山鳩二羽かもしくは家鳩の雛二羽を出すべし、一羽は燔祭の爲にして、一羽は罪祭の爲なり。司祭またこれが爲に祈るべし、さらばその女は潔められん。

第十三章

人間の癩及び衣服の癩について。

一 主またモイゼとアロンとに告げて曰いけるは、¹⁾ 三人もし、その身の肌はだに色いろの變りたる處ところ、または吹出物ふきでもの生じ、または光る處ところ現れなば、そは癩らいの患わづらいなるにより、その人ひとを司祭アロン、もしくはその子等こらの一人ひとりの許もとに伴ともなひ行くべし。^三 また、司祭その肌はだの患部かんぶを觀みて、その毛け白しろくなり、癩らいと覺おぼしき所ところ、肌はだ及び他部ほかの肉にくよりも深ふか

5) 産婦の穢れは、道徳上の罪とがの結果ではなく、その體の狀態による。—本五・七。路二・二四。

第十三章 1) この文段の思想を概觀すれば、一三・一—四六は人間の癩。一三・四七—五九は衣服の癩。一四・一—三二

四 きを認めなば、これ、癩患に犯されたるなり、故に司祭はその判断によりて彼を隔離すべし。²⁾ 四されど、もし肌はだに白く光る所ところありて、他部ほかの肉にくよりも深ふかからず、その毛けも舊もとの色いろならば、³⁾ 司祭はその人ひとを七日かの間禁あいたとじ鋼こめおき、⁵⁾ 七日か目に之これを觀みるべし。もしその患部かんぶ、大おほきくならずして鋼こめおき、⁶⁾ 七日か肌はだに舊もとの所ところより擴ひろがらずば、再またびその人ひとを七日かの間禁あいたとじ鋼こめおき、⁶⁾ 七日か目めに之これを觀みるべし。もしその患部かんぶ薄うすくなり、肌はだに擴ひろがらずば、司祭その人ひとを潔きよき者ものとなすべし、⁴⁾ 是こゝは疥癬かいせんに過すぎさればなり。その人ひとはおのが衣服ころもを洗あらうべし、さらば潔きよくならん。⁷⁾ されどその人ひと司祭しさいに觀みられて潔きよき者ものとせられし後のち、その患部かんぶまた大おほきくならば、司祭しさいの許もとに伴ともなわれて、⁸⁾ 不淨ふじようの者ものとせらるべし。⁹⁾ もし人ひとに癩患らいかんあらば、之これを司祭しさいの許もとに伴ともない來きたるべし。¹⁰⁾ 司祭しさい之これを觀みて、その肌はだに色いろ白しろき所ところあり、その毛けの様さま子ま變かわり生肉なまにくさえ見みゆるあらば、¹¹⁾ 二これ、舊ふるき癩らいの肌はだを冒おかせるものと斷たんじ、司祭しさいは、その人ひとを不淨ふじようの者ものとなすべし。なおその人ひとは明白あきらかに不淨ふじようなれば、之これ

は癩病者の潔め
 一四・三三―五
 七は家宅の癩。
 2) 律法の不淨の中ちに、この恐ろしい病氣が見出されるのは、別に異とするに足りない。いつの時代にも、聖書に出ている東國には、癩病が比較的ひかくてき多おほかつた。
 3) 疑わしい場合。
 4) 癩に侵されていない、「潔き者である旨言明すべし」

二四 ど、その所に止まらば、そは腫物の癩痕に過ぎず、その人を潔き者となすべし。二〇肉や
 二五 肌はだに火傷やけどを負おいて、その癒いえたる後のち、白しろき、または紅あかき癩痕あともとなりたる場合ばあいも、二五司祭
 これを視み、その白しろくなりてその處ところ他部ほかの肌はだよりも深あかきを見みば、その人ひとを不淨ふじようとなすべし
 二六 そは癩らい、その癩痕あともの所ところに發おこりたればなり。二六されど、もし毛けの色いろ變かわらず、患部かんぶ他部ほかの肉にく
 二七 よりも深あかからず、癩らいの外まわ觀ま薄うすらぎおらば、司祭しさいはその人ひとを七日かの間あいだ禁錮とじこめおき、二七七日
 二八 目めに之これを觀みるべし。患部かんぶもし肌はだに擴ひろがりおらば、その人ひとを不淨ふじようとなすべし。二八されど、
 その所ところに白しろさ殘のこり、さほど明あきらかならざる時ときは、これ、火傷やけどなり。故ゆえに、その人ひとを潔きよき者もの
 二九 となすべし、そは、火傷やけどの癩痕あともに過すぎざればなり。二九もし、男おとこもしくは女おんなの、頭あたままたは
 三〇 鬚ひげに瘡かさ生しじなば、司祭しさい之これを觀みるべし。三〇しかしてその所ところ、他部ほかの肉にくよりも深あかく、その毛け
 黄きにして普通ふつのものよりも、細ほそき時ときは、不淨ふじようの者ものとなすべし、そは、頭あたま及び鬚ひげにある癩らい
 三二 なければなり。三二されど、その冒おかされたる處ところ、附近あたりにの肉にくと等ひとしくして、毛けの黒くろきを見みば、
 三三 司祭しさいはその人ひとを七日かの間あいだ禁錮とじこめおき、三三七日か目めに之これを觀みるべし。その冒おかされたる處ところ、大
 きくならず、また毛けの色いろ變かわらず、その患部かんぶ他部ほかの肉にくと等ひとしからば、三三その人ひとの冒おかされた

三四 處ところを除のぞきて剃そり、¹⁾ しかしてまた七日かの間あいだ禁鋼たじこめおくべし。三四 七日か目に及および
 三五 ても、その瘡かさその所ところに止とどまり、他部ほかの肉にくよりも深ふかからず見みえなば、司祭しさいはその
 三六 人を潔きよき者ものとなすべし。その人ひと衣服いふくを洗あらうべし、さらば身み潔きよくならん。三五 され
 三七 ど、潔きよき者ものとされたる後のち、その瘡かさ再またび肌はだに擴ひろがりなば、²⁾ 司祭しさいは毛けが黄き色いろに變かわ
 三八 りたるかを最も早はや尋たずぬるに及およばず、明あき白らかにその人ひとは不あじ淨ようなればなり。三七 されどそ
 三九 の瘡かさ止とどまりて、毛け黒くろき時ときは、その人ひとの癒いえたるをし知るべく、危おそ懼そるる所ところなく之これ
 四〇 を潔きよき者ものとなすべし。三八 男おとこもしくは女おんなの肌はだに、光ひかる處ところ生うじなば 三九 司祭しさい之これを視み
 四一 るべし。もし肌はだに薄うす白しろく光ひかるを見みば、そは癩らいならず、白はく斑はんなれば、その人ひとの潔きよ
 四二 きを知るべし。四〇 人ひとの頭あたまより髮かみの毛け脫ぬ落おつるは、禿はげにして、その人ひと潔きよし。四一 髮かみ
 四三 の毛け額ひたいより脫ぬ落おつるは、額ひたいの禿はげにして、その人ひと潔きよし。四二 されど、その禿はげ頭あたまもし
 四四 くは禿はげ額ひたいに白しろき、または紅あかき患部ところ生しょうじ、³⁾ 司祭しさい之これを視みば、疑うたがいもなくその禿はげた
 四五 る處ところに癩らい發おこりたるものとなすべし。四四 さて、誰たれにもあれ、癩らいに冒おかされ、司祭しさいの
 判断はんだんによりて、隔かく離りされたる者ものは、⁴⁾ 四五 其その衣服いふくを引裂ひきき、⁵⁾ 其その頭あたまを露あらわ、そ

1) 癩病
 が進ん
 だかど
 うか、
 七日た
 つてか
 ら一層
 明らか
 にわか
 るよう
 に。1) 8)
 喪に服
 する時
 の如く
 衣服を
 裂けと
 いうの
 である

四七 四六 四八 四九 五一〇 五二 五三 五四 五五 五六 五七
 の口を衣服もて覆い、〃穢れたる者なり、不淨なる者なり〃と叫ぶべし。
 四六 癩にて、穢れおる間は恒に、獨り陣の外に住むべし。癩が毛または亞
 四八 麻の衣服の經及び緯、或は皮革にもせよ、或は凡て皮革にて造れる
 物にもせよ、^{四九}もしそれが白き、又は紅き汚斑に穢されおらば、癩と思ひ
 五〇 之を司祭に見すべし。司祭之を觀て、七日の間閉込めおくべし。五二
 五二 かしして七日目に再之を觀、もしその擴がりおるを見れば、これ執拗き癩なり。
 五三 其の衣服、及びその斑點あるすべての物を不淨と斷すべく、¹⁰⁾五二よりて之
 五四 を火に燒くべし。五三されど、もしその擴がりおらざるを見れば、^{五四}司祭命じ
 五五 て、その癩ある部分を洗わせ、また七日の間之を閉込めおくべし。五五しか
 五六 して舊の色に歸らざるを見れば、癩は擴がらずとも、之を不淨と斷じ、火に
 燒くべし、そは衣服の表面またはその全部が癩に冒されたればなり。五六さ
 五七 れど、その衣服を洗いたる後、その癩のところや、薄らがば之を切り取り
 全き部分より分つべし。五七もしその後、以前汚點なかりし所に、輕き一時

9) 毛織及び亞麻織は久しくへブレオ人の衣服の主要なものであつた上着が亞麻でその上に羽織る寛濶なマン
 トが毛という場合が最も多かつた。
 10) 衣服の癩とは何をさすのか、今ではもはや明かでない。多分カピが原因であつたろう。

五八 五九
 的てきの癩らい現あられなば、火ひもて之これを燒やくべし。五八されど、消きえ失つせなば、水みづを以もつて再またびその潔きよき部分ぶぶんを洗あらうべし。さらば潔きよくならん。五九これ即すなわち毛けもしくは亞あ麻まの衣服いふく、その經たてまたは緯よこ、或あるは皮かわ革わにて造つくれる物ものの癩らいに關かんし、之これを如何いかにして潔きよきものとなし、不あじ淨よなる物ものとなすべきかの掟おきてなり。」

第十四章

癩病の潔め—家の癩。

二一 一 主しゆまたモイゼに告つげて曰のたまひけるは、三 癩らい病びよう者しやの潔きよめらるる時ときの定さだめは次つぎの如ごとし。即すなわちその者ものを司し祭さいの許もとに伴ともなな行くべし。一)
 三 司し祭さいは陣じんより出いでゆきて、その癩らい病びようの癒いえたるを見みば、四 其その潔きよめらるべき者ものに命めいじて、その身みの爲ために、食くらうを得うべき生せいける雀すずめ二羽わと、杉すぎ材のきと、紅くれないの毛け糸いとと、ヒソブとを献さげしむべし。二) 五 主しゆまた命めいじてその雀すずめの一羽わを、土かわ器らけの内うち、活いける水みづ三)の上うえにて殺ころさしむべし。六 されど活いける他たの雀すずめは、杉すぎ木のきと、紅くれないの毛け

第十四章 1) 積八・四。

2) これらの事は、屍しかばねに觸ふれて穢けがれた人々の潔きよめの際さいにも適用ていようされた。癩病らいびよう者しやは活いける屍しかばねと考かんえられ

ていたのである。—可一。

四四。路五・一四。

3) 容器ようきに入れてある、泉いづみの水みづ。

七 糸と、ヒソプと共に、之を殺したる雀の血の中に浸し、七それを
 潔めらるべき者に、七度灌ぎかくべし。さらば彼は正しく潔き者
 となるを得ん。次いでその生ける雀を野に放ち飛ばしむべし。⁴⁾
 八 その人はおのが衣服を洗いたる後、その體の毛を悉く剃り、水
 にて自身を洗い、潔くなりて陣に入り來るべし。但し、七日の間
 おのが天幕の外に留まり、九 七日目にその頭の髪と、鬚と、眉と
 全身の毛とを剃るべし。しかして再びその衣とその身とを洗いた
 る後、一〇 八日目に、玷なき羔二頭と、玷なき當歳の牝羊一頭と、
 麥粉十分の三に油をかけたる素祭と、油六分の一¹⁾とをそれぞれ
 執るべし。二 さて、その人を潔むる司祭は、證詞の幕屋の入口に
 て、その人とこれらすべての物とを主の尊前に進めたる後、二 羔
 一頭を取り、之を油六分の一と共に獻げて、愆祭²⁾となすべし。
 かくて、すべてを主の尊前に獻げたる後、二三 常に罪祭³⁾及び燔祭

⁴⁾ 潔くなつた癩病者が
 その生業や住居に歸る
 象徴。一¹⁾のログ(Lug)の
 すなわち〇・二九リッ
 トル。一²⁾の愆祭と罪祭
 との區別は、前者は道
 德的責任のない過失に
 對して行われ、後者は
 道徳上の罪のために行
 われるという點にある
 のイスラエル人は病氣
 や早死、一般にひどい
 苦痛は何でも罪のある
 しるしで、天主の御罰
 だと考えていた。殊に
 癩という恐ろしい病氣
 の場合には全くそうで
 あつた。

一四

の犠牲を屠る處、即ち聖所にて、その羔を屠るべし。罪祭のもの如く、
愆祭の犠牲も、司祭に歸し、そは至聖きものなればなり。一四しかして司祭

一五

は、愆祭の爲に屠りたる犠牲の血の一部を取り、潔めらるる人の右耳の端

一六

と、右手の拇指と、右足の大趾とに之をつくべし。一五また司祭はその六

一七

分の一の油を己が左手に注ぎ入れ、一六右手の指をその中に浸し、之を七

一八

度主の尊前にそぐべし。一七しかしてその左手にある油の殘餘は、之を潔

一九

めらるる者の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾と、愆祭の爲に流し

二〇

たる血とに注ぐべし。一八またその頭にも然すべし。一九かくて主の尊前にて

二一

その人の爲に祈り、また罪祭を献ぐべし。次いで燔祭の犠牲を屠り、二〇之

二二

をその神酒と共に祭壇の上に置くべし、さらばその人正しく潔くならん。

二三

されど、その人もし貧しくして、その手にて前述の物を調うる能わすば

二四

司祭をしておのが爲祈らしむるに、愆祭の爲に羔一頭、素祭の爲に麥粉十

二五

分の一に油をかけたるもの、及び油六分の一を取り、二五また山鳩二羽か、

8) 出二九・二

○参照。體の

右の部分の方

が貴いと思わ

れていた。こ

の儀式は、潔

い旨を云い渡

された人が、

これから他の

人々の仲間入

りをして、聖

所に入らせて

貰えることを

意味する。

9) 權儀の枝と

同様に、油も

平安と喜びと

の象徴である

二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四

或は家鳩の雛二羽かを取るべし。この一羽は罪祭の爲、他の一羽は燔祭の爲なり。10) 三三その人はおのが潔めの八日目に、これらものを、證詞の幕屋の入口にて主の尊前に、司祭に献ぐべし。三四さて、司祭は愆祭の羔と、その六分の一の油とを受け取り、之を共に擧げ、11) 二五羔を屠りて、その血の一部を、潔めらるる人の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とに塗るべし。二六また油の一部をおのが左手に注ぎ入れ、二七右手の指をその中に浸し、之を七度主の尊前にそそぐべし。二八しかして愆祭の爲に血の流されし處にて潔めらるる人の右耳の端と、右手の拇指と、右足の大趾とに、觸るべし。二九なお左手にある油の殘餘は、之を潔めらるる人の頭に注ぐべし、これその人の爲に主を宥め奉らんためなり。三〇その人はまた、山鳩、もしくは家鳩の雛を献ぐべし。三一羽は愆祭の爲に、一羽は燔祭の爲に、それに伴う神酒と共に献ぐべし。三二これ即ち、おのが潔めの爲にすべてを調うることを能わざる癩病者の献物なり。三三主またモイゼとアーロンとに告げて曰いけるは、三四「わが汝等に與えて所有地たらしめん

10) 本五・七、一
一。一
二・八。
路二。
二四。
11) 出二
九・二
四を見
よ。

三五 とするカナアンの地に、汝等の到らん時、もし或家に癩あらば、¹²⁾ 三五その家の主は往きて司祭に告げ、^{三六}我おもうに、わが家に癩の禍ある如し。と云うべし。三六然る時は、司祭命じて、おのれがそこに入りて、之に癩ありやを見るに先立ち、すべての物をその家より運び出ださしむべし、これその家にある總べての物の穢れさらん爲なり。しかして後に入りてその家の癩を觀るべし。三七かくて、その壁に青くまたは赤く汚れたる小さき凹處ある如くにして、残りの壁の面より低きを見れば、三八その家の門を出でて、直に之を七日の間閉し、三九七日目に再び來りて、之を觀るべし。もしその癩の擴がれるを見出さば、四〇命じて、その癩ある石を取り除かしめ、市邑の外なる不淨の場に之を棄てしめ、四一その家の内部の周圍を削り取らしめその削り屑は、市邑の外なる不淨の場に之を撒き散らさしめ、四二他の石を取除かれたるものの代りに置かしめ、その家を他の漆喰にて塗らしむべし。四三されどもし、石を取り除き、屑を削り去り、他の土にて之を塗りたる後

12) 家の癩とは何をさすのかわからない。多分硝石による侵蝕を云うのである。人間の癩病が家宅の癩と何の關係もなかつたことは確かである。兩方の間にはただいくらか外觀の類似があつただけである。

四四 四五 四六 四四七 四四八 四九 五五〇 五二 五三 五四 五五 五五五 五七

四四 司祭入りて、その癩の再び發り、その壁に汚點の満てるを認めなば、これ執拗き癩なれば、その家は不淨なり。四五 されば、直に之を毀ち、その石、その材、及びすべての屑を市邑の外なる不淨の場に棄つべし。四六 その家の閉されたる間に之に入る者は、暮まで不淨たるべし。四七 またその中にて眠り、物を食う者は、その衣服を洗うべし。四八 されどもし司祭入りて、塗りかえたる後その家に癩の擴がりおらざるを認めなば、そは癒えたるなれば、之を潔きものとなすべし。四九 即ちその潔めの爲に、彼は雀二羽と杉材と、紅の毛糸と、ヒソプとを執り、五〇 一羽の雀を土器の内、活ける水の上にて殺し、五一 杉材とヒソプと、紅の毛糸と、生ける雀とを取りて、すべてを、殺したる雀の血と、活ける水との中に浸し、七度家にそそぐべし。五二 かくして、雀の血、ならびに活ける水と、杉材と、ヒソプと、紅の毛糸とを以て、之を潔め、五三 雀を野に放ち飛ばしめたる後、その家の爲に祈るべし。さらばそは、正しく潔くならん。五四 これ即ち、あらゆる癩と瘡と、五五 衣服と家との癩、五六 癩痕、吹出物、光る汚れたる處、さまざまに色の變れる處に就きての掟にして、五七 之により、或物が潔きか潔からざるかを知るを得ん。

他の穢れについて。

第十五章

一 主またモイゼとアロンとに告げて曰いけるは、イスラエルの
 子孫に告げて之に云え、¹⁾「精の漏出ある人は、不淨なるべし。^三し
 かして、穢らわしき體液、毎もその身に付き、溜るあらば、²⁾その
 人にはこの疾病あるものと斷すべし。^四その人の臥したる床、その
 人の坐りたる所は、いずれも皆、不淨なるべし。^五人もしその床に
 觸れなば、おのが衣服を洗うべし、しかして水もて身を洗うとも、暮
 まで不淨なるべし。^六或人もしかの人の坐りたる處に坐らば、その
 人もまたおのが衣服を洗うべし、しかして水もて身を洗うとも、暮
 まで不淨なるべし。^七その人の身に觸れし者は、おのが衣服を洗う
 べし、しかして水もて身を洗うとも、暮まで不淨なるべし。^八かか
 る者、潔き人に唾をかけなば、その人はおのが衣服を洗うべし、し

第十五章 1) 以下の規定は人間の性生活における或る病的もしくは正常な事柄に關するものである。かかる事はそれ自體罪にならないが、天主はこれによつて人が律法上外面的には天主との交わりを中斷するようお定めになつたのである。
 2) 粘液漏。

九 九 加して水もて洗うとも、暮まで不淨なるべし。九その人の乗りたる鞍³⁾は
 一〇 不淨なるべし。一〇またすべて精の漏出ある人の下に在りたる物は、暮まで
 不淨なるべし。それらの物の何かを携うる人は、おのが衣服を洗うべし。
 二 しかして水もて洗うとも、その身は暮まで不淨なるべし。二かゝる者が
 豫^{あらかじ}め手を洗わすして觸れし人は、おのが衣服を洗うべし、しかして水も
 三 洗うとも、暮まで不淨なるべし。三かゝる者、もし土器に觸れなば、之
 三 を毀つべし。四) されど、木の器ならば、水もて之を洗うべし。三この疾病
 に憚^{なや}む者、もし痊えなば、おのれの潔めの後七日を數え、その衣服を洗い
 四 活ける水もて全身を洗うべし、さらば潔くならん。四さて八日目に山鳩二
 羽か、もしくは家鳩の雛二羽を取り、證詞の幕屋の入口、主の尊前に來り
 五 て之を司祭に付すべし。一五司祭は一羽を罪祭の爲に、一羽を燔祭の爲に獻
 六 げ、その人の爲に、主の尊前に祈るべし。さらばその人、精の漏出より潔
 一六 められん。一六人もし添臥して精を漏らさば、その全身を水もて洗うべし、

3) 「鞍」は「車
 の座席」とす
 る方が正しい
 「乗りたる」
 の原語は「坐
 したる」。
 4) 當時の人は
 釉薬というも
 のをほとんど
 知らなかつた
 釉薬をかけな
 い土器は、穢
 れに染まるの
 で、いつまで
 も使えない。

一七 されどその身は暮まで不淨なるべし。一七その人の着せる衣服、皮革は、水もて
 一八 之を洗うべし、されどそは暮まで不淨なるべし。一八その人の添臥せる女、水も
 一九 てその身を洗うべし、されど暮まで不淨なるべし。一九月毎に血のおりものある
 二〇 女は、七日の間離れおるべし。二〇彼女に觸るる者は、すべて暮まで不淨なるべ
 二一 く、三またその離れ居る間に、彼女が敷きて臥したるもの、及び上に坐りたる
 二二 ものは、凡て不淨なるべし。二二彼女の床に觸るる者は、おのが衣服を洗うべし
 二三 しかして水もて自ら洗うとも、暮まで不淨なるべし。二三凡て彼女が上に坐れる
 二四 器具に觸るる者は、おのが衣服を洗うべし、しかして水もて自ら洗うとも暮ま
 二五 で不淨なるべし。二四人もし女とその月經時に添臥せば、七日の間不淨なるべく
 二六 その人の臥したる床は凡て穢るべし。二五女もし月經時の以外に血のおりものあ
 二七 りて久しきに亘り、或は月經時の後にも血の下りることやまさるあらば、その
 病のある間、月經時の如く、不淨なるべし。二六彼女が臥したる床、彼女が上に
 坐れる器具は、凡て穢るべし。二七凡てこれらに觸るる者は、おのが衣服を洗い

5) 兩人
 共月經
 が終つ
 たと思
 つてし
 た場合
 である
 月經時
 と知り
 ながら
 すれば
 二〇・
 一八に
 ある規
 定によ
 つて殺
 される

二八 水もて身を洗うべし、されど暮まで不淨なるべし。二八その血もし止まりて
 二九 下りること已まば、彼女は潔めの爲になお七日を數うべし。二九しかして八
 三〇 日目におのれの爲、證詞の幕屋の入口にて、山鳩二羽か、もしくは家鳩の
 三〇 雛二羽を、司祭に獻ぐべし。三〇司祭は一羽を罪祭の爲、一羽を燔祭の爲に
 三一 獻げ、主の尊前にて彼女の爲、その不淨なるおりもの爲に祈るべし。
 三一 されば汝等イスラエルの子孫に教えて、不淨に注意せしむべし、これ、
 三二 彼等が彼等の中なるわが幕屋を穢したらん時、その穢れに死ぬることなか
 三三 らん爲なり。三三これ即ち精の漏出を患う者、及び添臥によりて穢れたる
 三三 者、三三月経時に離れおる女、または絶えず血のおりものある女、及び之と
 三三 臥せる人に關する掟なり。〃〃

第十六章

大司祭が聖所に入るべき時と方法―贖罪の祭。

一 アーロンの二人の子が、異火を獻げたる爲に殺されて死にたる後、¹⁾ 主

の絶えず穢れぬよう用心していないと、聖所に入るに必要な清淨を心がけることも、とかく怠りやすい。
 第十六章 1) 本

二 モイゼに語り、^二之に命じて曰いけるは、「汝の兄アロンに告げよ、^一櫃を覆える贖罪所の前の、幕の内なる聖所には、^二時を分たず入ることなかれ、^三」^一と。

三 これ、彼の死ぬることなからん爲なり。(そは、我、雲の中にて^四) 神宣所の上に現るべければなり。^三 即ち

四 彼先ず次の如く爲さずば入るべからず。曰く、罪祭の爲に牡犢を、燔祭の爲に牡羊を献ぐべし。^四 彼は亞麻

五 の上衣を纏い、亞麻の股引もて陰部を蔽い、亞麻の帯を締め、亞麻の頭帽を頭に戴くべし。^五 これらは聖

六 き衣服なれば、身を洗いたる後、すべて之を着くべし。^五 次にイスラエルの子孫の全會衆より、罪祭の爲に牡

七 山羊二頭を、燔祭の爲に牡羊一頭を取るべし。^六 しかして牡犢を献げて、自己の爲、おのが家の爲に祈りた

書第十章参照。一^二至聖所には。この規定の主要な理由は、第一、天主の現にましますこと。人間はその御前に隨意に出てはならぬ。第二、天主を畏れ敬うべきこと。天主は特にこの場所にましまし、不敬の罪は罰せず置き給わぬ。一^三大司祭を除いては何びとも。大司祭でも年に一度しか聖所に入ることができなかつた。これは我らの大司祭キリストがその御受難によつて天の門を開き給うまで、何びとも天の聖所に入り得ないことを示すためであつた。^四大方解釋者の説によれば、この雲はあとに記してある香を焚いて生ずる煙をさすと。一^五これは普通の司祭が痛悔と悲嘆との印になすべき服装である。

七 後、の七二頭の牡山羊を、證詞の幕屋の門口において、主の尊前に
 立たしめ、八その兩方に就きて籤を引き、一は主に献ぐるもの
 九 一は追放の山羊のたらしむべし。九主に献げらるる籤に當りしも
 一〇 のは、之を主に献げて罪祭となすべし。一〇されど追放の山羊たる
 べき籤に當りしものは、之を生きたるまゝ主の尊前に進め、之に
 二 對いて祈禱を誦え、之を荒野に放つべし。二これらの事を滞りな
 く果したる後、牡犢を献げ、自己の爲、おのが家の爲に祈りて之
 一三 を屠るべし。一三しかして香爐を取り、之に祭壇の熾れる炭火を充
 満し、また手に調合せたる馨しき香を執り、幕の内なる聖所に入
 一三 り、一三香を火に燻べたる時、その煙の雲が、證詞の上なる神宣所
 一四 を蓋う如くになすべし、さらば彼は死ぬることなからん。一四彼
 一五 また牡犢の血の一部を取り、おのが指もて之を東側なる贖罪所に
 向かいて七度そそぐべし。一五かくて民の罪の爲に、牡山羊を屠り

① 舊約の大司祭は、ま
 ず自分の罪の償いをし
 なければ、民のため天
 主に償いをすることも
 できなかつた。一のア
 ザゼル、すなわち天主
 に逆らうもの。いわば
 この山羊に民の罪を負
 わせて、これをサタン
 に渡すのである。この
 象徴的行爲は、民をそ
 の罪から救うことをあ
 らわすため、贖罪の
 成就した日に罪は彼ら
 から除かれたのであつ
 た。一① 聖なる規定を
 ないがしるにした罰と
 して。

一六 たる後、その血を携えて幕の内部に入ること、牡犢の血に就きて命ぜられたる如くになし、之を神宣所に向かいてそそぎ、一六イスラエルの子孫の不浄とその違犯と、そのすべての罪とより、聖所を潔むべし。彼等の穢れたる住居の中、彼等の間に建てられたる、證詞の幕屋の⁹⁾に對しても、この典禮によりてなすべきなり。一七 大司祭が自己とおのが家と、イスラエルの全會衆との爲に祈らんとて、聖所に入り行く時は、その出で來るまで、何人も幕屋の中に居るべからず。10) 一八さて、彼は主の尊前なる祭壇の許に出で來りなば、おのれの爲に祈り、牡犢と牡山羊との血を取りて、之をその周圍の角に注ぐべし。一九 また指にて七度振りかけ、イスラエルの子孫の不浄より之を贖い且聖むべし。二〇 聖所と、幕屋と、祭壇とを淨めたる後、生ける山羊を獻ぐべし。三しかして兩手をその頭におき、イスラエルの子孫のすべての不義と、すべての違犯と罪とを云いあらわし、これらをその頭に負わせんことを望みて、用意しおきたる人により之を荒野に追放つべし。11) 二三 その山羊、彼等のすべての

9) 大司祭は至聖所から出て來た後、聖所にも同様に、「潔め」を行ふべしといふのである
 10) 路一・一〇。
 11) そこでこの山羊が野獸に喰ひ裂かれ、負わされた罪

二三 不義を人なき地に負ひ行き、荒野に追放たれたる後、^{二三}アーロンは證詞の幕屋の内に歸るべし。しかして前に聖所に入りし時着しいたる衣服を脱ぎ、之をそこに遺しおき、^{三四}聖所にてその身を洗い、¹²⁾おのが衣服を着るべし。かくて出で來りて、おのれと、民との燔祭を献げたる後、おのれの爲、ならびに民の爲に祈るべし。^{三五}かつ、罪祭の爲に献げられたる脂肪を、祭壇の上にて焚くべし。^{二六}さて、かの追放の山羊を放ちし者は、水にておのが衣服と身とを洗い、しかる後陣に入るべし。^{二七}また、罪祭の爲に屠りて、贖罪を果さんと、その血を聖所に携え入りたる牡犢と牡山羊とは、之を陣の外に携え出だし、その皮も肉も糞も、火にて焼くべし。¹³⁾^{二八}しかして之を焼きたる者は何人と雖も、水にておのが衣服と身とを潔い、しかる後陣に入るべし。^{二九}以下は汝等の永久に守るべき規定たるべし。即ち第七月來らば、その月の十日に、汝等身を苦しめ、何の業をもなすべからず、そは自己の國の者たると、汝等の中に寄留まれる他國の者たるとを問わざるなり。¹⁴⁾^{三〇}この日にこそ、汝等の贖罪と、その諸々の罪の

の罰を
 受ける
 ように
¹²⁾追放
 の山羊
 に觸れ
 て穢れ
 たから
¹³⁾來一
^{三・一}
^{一。}
¹⁴⁾本二
^{三・二}
^{七、二}
^{八。}

三二 潔めとをなして、汝等主の尊前に淨めらるべけれ。三三そは、憩うべき安息日
 三三 なればなり。汝等恒に守るべき法によりて、身を苦しむべし。三三油を塗られ
 父に代りて司祭の職務を行わん爲にその手を聖別められたる司祭、贖罪をな
 三三 すべし。15) しかして彼は亞麻の下衣、聖き衣服を着るべし。三三かくて彼は聖
 所、證詞の幕屋、ならびに祭壇を、また司祭等と凡ての民とをも贖うべし。
 三四 イスラエルの子孫の爲、またそのすべての罪の爲、年に一度祈ること、こ
 れ、汝等の永久に守るべき規定なり。されば、彼は主がモイゼに命じ給え
 る如くに爲しぬ。

15) 大司祭の特別な役割、及び贖罪祭の日に行うべき儀式の概略。

第十七章

供物はただ幕屋の門口においてのみ献ぐべきこと—血の禁制。

一 主またモイゼに告げて曰いけるは、三「ア—ロンとその子等、ならびにイスラエルの
 三 すべての子孫に告げて之に云え、主の命じ給える御言は是の如し、曰く、三凡てイ
 スラエルの家の人にして、牛、或は羊、もしくは山羊を、陣の内、または陣の外にて屠

四 里、¹⁾ 幕屋の門口にて主に供物を献げざる者は、血の責を負うべし。彼は血を流したる者の如く、その民の中より剪除かるべきなり。²⁾ 五 さればイスラエルの子孫は、その野にて屠らんとする犠牲を、司祭の許に牽き來るべし、これ、それらが証詞の幕屋の門口の前にて、主に對して聖とせられん爲、彼等がそれらを和祭の牲として主に屠り献げん爲なり。^六 司祭は証詞の幕屋の門口にある主の祭壇にその血を注ぎ、その脂肪を焚きて、主に對する馨しき香たらしむべし。^七 七 しかして彼等は、姦淫しいたる³⁾ 惡鬼⁴⁾ に、この上犠牲を献ぐべからず。これ、彼等とその後裔とのいつまでも守るべき規定なり。^八 汝また彼等に云うべし、イスラエルの家の人、及び汝等の中に寄留まれる他國の人、燔祭もしくは犠牲⁵⁾ を献ぐるに九 之を証詞の幕屋の門口に牽き來りて主に献げずば、その人

第十七章

1) 個人的屠殺は荒野にいた間には、すべて聖幕屋の前庭で行わなければならなかつた。この掟はなお依然として行われていた人知れず犠牲を献げることをとどめるためであつた
 2) 選民の受ける祝福を失ふ
 3) 出三四・一五参照。
 4) 昔の異教國民のあるもの如く、ヘブレオ人もその頃は時々、自分らの食用に供すべき獸を、偶像に献げることを行つていた。この規定はそういう惡習を絶滅するためである。
 5) その他の犠牲。

一〇 はその民の中より除かるべし。一〇凡てイスラエルの家の人、及び彼等の中に寄留される他國の人にして、血を食う者あらば、我はその人のにわが顔を背向けて、之をその民の中より剪除くべし。二そは、肉の生命は血にあればなり。わが之を汝等に與えたるは、汝等をして之を以て祭壇の上にて汝等の靈魂の爲に贖罪をなさしめん爲、血をして靈魂の贖罪たらしめん爲なり。二三 さればこそ我はイスラエルの子孫に云えるなれ、汝等の中また汝等の中に寄留される他國の人の中、誰も血を食うべからず。一と。二三 凡てイスラエルの子孫の中、及び汝等の中に寄留される他國の人の中に、狩獵または網によりて、食い得る獸または鳥を獲りたる者あらば、その血を注ぎ出し、土もて之を掩うべし。一四 是はすべての肉の生命は血にあればなり。さればこそ我はイスラエルの子孫に云えるなれ、汝等はいかなる

6) 原語 *boieba* 靈魂。
 7) 血を食することは律法で禁じられていた。一つには天主がそれを生命の主に獻げるものとして、またキリストの御血の象りとして、祭壇上の供犠用に、御自分のため取りのけておかれたからであり、一つには人々に血を流すことを恐れさせるためであつた。創九・四、五、六參照。一の申一一・二三。一のころするのは人々に使わせず、且踏まれて穢されないようにするためである。

肉の血をも食うべからず、それは肉の生命は血にあらばなり、凡て之を食う者は除かるべし。と。10)

一五 自ら死にたるもの、または野獸に捕えられたるものを食う人は、汝等の國の者たると他國の者たるとを問はず、水もてその衣服と身とを洗うべし、暮までは穢れてあるべきも、11) かくの如くにして潔くならん。一六 されどその人もしその衣服とその身とを洗わすば、12) その罪13) を負うべし。」

第十八章

近親間の結婚、及び不自然なる享樂の禁止。

二一 主モイゼに告げて曰いけるは、ニイスラエルの子孫に告げて汝之に云うべし、我は主汝の天主なり、1)

10) 創九・四。本七・二六。——かくも嚴かに命ぜられたこの掟は、いつもユデア人の心に深く刻まれていて、彼らは現代まで依然忠實に之を守つてゐる。キリスト教の初の際に於ける、血や絞殺した獸を食すべからずという暫定的禁令も、ここから出た。徒一五・二一〇、二九。二一・二五參照。——11) かかる肉は不淨と思われ、ただ犬の食物にしかなかつた。——12) この潔めの外に罪祭が必要であつた。——13) 罪と共にその結果をも。

第十八章 1) 始と終、大概の文章、及び最後の部分には、封印の如く、「我

三 汝等はその住みおりしエジプトの國の習慣に
 従いて事を爲すべからず、また、わが汝等を導
 きて入らしめんとするカナアンの國風にも倣い
 て行ふべからず。またその則²⁾に従いて歩むべ
 からず。四 汝等わが命する所を行ひ、わが掟を
 守り、之によりて歩むべし。我は主、汝の天主
 なり。五 わが法、わが定めを守れ、人もし之を
 爲さば、之によりて生くべし。3) 我は主なり。4)
 六 何人も己に血の近き女に近づきて、その陰部
 を露すべからず。5) 我は主なり。七 汝の父の陰
 部、及び汝の母の陰部は之を露すべからず。6)
 彼女汝の母なり、その陰部を露すべからず。
 八 汝の父の妻の陰部は之を露すべからず、

は主汝らの天主なり。」という形の文がつ
 いているが、それで以て天主がこれらの掟
 の遵守を熱く望まれ、またそれらが選民の
 維持ならびに司祭階級の純潔に關するもの
 であることがわかる。1) 2) 自然的道德法及
 び天主の御掟に背いているから。3) この
 世においても後の世においても。4) 結二
 ○・一一。羅一〇・五。加三・一二。
 5) 正當な結婚をした者も、しない者も。こ
 こに禁じられている結婚、殊に、母、娘、
 姉妹とのそれは、東方の數國—例えばメデ
 ア、ペルシヤ、インド、エチオピアなど—
 では差支えないものと思われていた。姉妹
 との結婚は、エジプトではごく普通のこと
 であつた。1) 性交を意味する語句。
 のここでは一夫多妻を前提としており、妾
 をも含む。もしくは父が前妻の死後新たに
 妻を娶つたものとしてある。

九 そは汝の父の陰部なればなり。汝の父による、もしくは汝の母による汝の姉妹の陰部は之を露すべからず、その家内にて生れたると、家外にて生れたるとを問わざるなり。一〇汝の息子の娘、または汝の娘の娘の陰部は之を露すべからず、そは汝自身の陰部なればなり。二汝の父の妻が、汝の父に生みたる娘、即ち汝の姉妹たる者の陰部は、之を露すべからず。二三汝の父の姉妹の陰部は、之を露すべからず、彼女は汝の父の肉なればなり。二三汝の母の姉妹の陰部は之を露すべからず、彼女は汝の母の肉なればなり。一四汝の叔父の陰部は之を露すべからず、またその妻に近づくべからず、彼女は汝と縁に繋がればなり。一五汝の媳の陰部は之を露すべからず、彼女は汝の息子の妻なればなり。汝その恥すべき所を顯すべからず。一六汝の兄弟の妻の陰部は之を露すべからず、そは汝の兄弟の陰部なればなり。八) 一七汝の妻とその娘との陰部を露すべからず。汝、その息子の娘、またはその娘の娘を取りて、その恥すべき所を露さんとすべからず、彼等は汝の妻の肉

八) 嫂婚制は例外。
 申二五・五以下參照。
 九) 自分の妻が前の夫との間に儲けたその連れ子である娘と結婚したり、性交したりするのりは大罪である。

にして、かゝる交媾は近親相姦なればなり。¹⁰⁾

一八 汝の妻の姉妹を取りて妾となすべからず。また

妻のなお生きおる間に、¹¹⁾ その姉妹の陰部を露

一九 すべからず。一九月經ある婦女に近づくべからず、

二〇 またその恥すべき所を露すべからず。¹²⁾ 汝の隣

人の妻と交わり、精の混合によりて己が身を穢す

二一 べからず。三 汝の胤をモロク¹³⁾の偶像に献げんと

て付すべからず、また、汝の天主の名を汚すべか

二三 らず。我は主なり。¹⁴⁾ 三 汝、女子と臥す如く男子

と臥すべからず、それは憎むべきこと¹⁵⁾なればなり。

三三 汝、畜獸と交合り、それによりて己が身を穢す

べからず。婦女も亦畜と臥して之と交合るべから

三四 す、それは罪惡¹⁶⁾なればなり。二四 すべてこれらの事

10) 直系の血族、直系の姻族は何等親でも
また傍系の親族は一等親まで、この掟の
禁ずる所。これを破ると近親相姦として
死刑を以て罰することになつていた。

11) されば妻の死後その姉妹を娶るのは許
されていたのである。——¹²⁾本一五・一九

——二四参照。月經の時には夫婦の務を要
求することが禁じられる。——¹³⁾モロクは

カナアン人の崇める神々の一つ。これに
はおもに小兒を人身御供に献げた。モロ

クの神像は人身牛頭である。その伸ばし
た兩手の上に、犠牲の幼兒をのせ、それ

から像の内部に隠してある烈々たる炭火
の中に落す。この儀式を稱して「火の中

を通す」もしくはただ「通す」と云つた。

¹⁴⁾本二〇・二。——¹⁵⁾男色。——¹⁶⁾獸姦。エ
ジプトやカナアンではかなり廣く行われ
ていた。

二五 によりて汝等の身を穢すなかれ、わが汝等の前に追いはらわんとする、諸々の國民は之によりて穢れ、二五その地も亦之によりて穢れたり、我はその罪惡を罰して、その地をしてそこに住める人々を吐き出さしめん。二六汝等、わが法、わが規定を守り、これら諸々の憎むべき事を一つもなすなかれ。汝等の自國の人も、汝等の中に寄留まれる他國の人も、之をなすなかれ。二七そは、汝等の前に在りしこの地の住民は、これら諸々の憎むべき事を爲して、その地を穢したればなり。二八されば用心せよ、汝等もかくの如き事をなさば、恐らくはこの地汝等の前に在りし國民を吐き出せし如く、汝等をも亦、同じく吐き出さん。二九凡てこれら憎むべき事のいずれかを行う人は、その民の中より剪除かるべし。三〇わが訓誡を守れ。汝等の前に在りし人々の爲したる事等を爲すなかれ、また之によりて己が身の穢すなかれ。我は主汝等の天主なり。〃

17) 天主の御談話はその終も始と同じく斷固たる調子を帯びてゐる。

第十九章

十誡の詳説。

二一 一主^{しゆ}モイゼに告^つげて曰^{のたま}いはけるは、三イスラエルの子孫^{こら}の全會衆^{ぜんかいしゆらう}に告^つげて、汝^{なんじ}之^{これ}に云^いうべし、^四主^{しゆ}汝^{なんじ}等の天主^{てんしゆ}なる我^{われ}は聖^{せい}なるにより、汝^{なんじ}等も亦^{また}聖^{せい}なれ。^一三何人^{なにびと}も皆^{みな}、その父^{ちち}とその母^{はは}とを畏^{おそ}れよ。わが安息日^{あんそくじつ}を守^{まも}れ。^二我^{われ}は主^{しゆ}、汝^{なんじ}等の天主^{てんしゆ}なり。^四汝^{なんじ}等偶像^{ぐうざう}を恃^{たの}むなかれ、また己^{おの}が爲^{ため}に偽神^{かみがみ}を鑄造^{いとな}すなかれ。^三我^{われ}は主^{しゆ}、汝^{なんじ}等の天主^{てんしゆ}なり。^五汝^{なんじ}等主^{しゆ}の御^み意^{こころ}に適^{かな}わんとて、和祭^{わさい}の犠牲^{いけにえ}を之^{これ}に献^さぐる時は、^六之^{これ}を屠^ほりたる日^ひと^七その翌日^{よくじつ}とに食^{くら}うべし。しかして三日^{かめ}目^めまで残^{のこ}れるあらば、之^{これ}を悉^{ことごと}く火^ひもて焼^やくべし。^七人^{ひと}もし二日^かの後^{のち}に之^{これ}を食^{くら}わば、彼^{かれ}は穢^{けが}れたる者^{もの}にして、不敬^{ふけい}の罪^{つみ}あり、八その咎^{とが}を負^おうべし。そは、主^{しゆ}の聖^{とうと}き物^{もの}を穢^{けが}し^四たればなり。よりてその人^{ひと}は民^{たみ}の中^{うち}より除^{のぞ}かるべし。^九汝^{なんじ}その地^ちの穀^{こく}物を刈^かる時^{とき}は、^五田畑^{たはた}の面^{おもて}を地肌^{ちはだ}まで刈^{かり}取るべからず、また汝^{なんじ}遺^おち

第十九章 一)天主

の聖なることは萬

徳の基礎。一本一

一・四四。彼前一

一六。一)十誡中

の第四と第三。

一)天主の第一誡

より。一)犠牲に

献げた物を普通の

食物のように食べ

た。一)隣人に對

する博愛または正

當の義務若干を下

に述べ。

一〇 たる穂を拾うべからず。一〇 汝また、その葡萄園にて、落
 ちたる房や果を拾うべからず、之を遺しおきて、貧しき者
 と旅人とに取らしむべし。我は主、汝等の天主なり。二 汝
 盗むべからず。汝偽るべからず、また何人もその隣人を
 欺くべからず。三 汝、わが名によりて、偽り誓うべから
 ず、また汝の天主の名を瀆すべからず。四 我は主なり。五
 三 汝、隣人を讒訴るべからず、また之を非道に虐ぐべから
 ず。汝の傭人の賃銀¹⁰⁾を翌朝まで汝の許に留め置くべから
 ず。四 汝、聾者を悪口すべからず、また盲者の前に躓く
 物を置くべからず。主汝の天主を畏るべし。12) 我は主なれ
 ばなり。一五 汝不義を行うべからず、また不義を以て裁く
 べからず。13) 貧しき者に偏り與すべからず、また、権力あ
 る者にも片負すべからず。14) 正義に従いて汝の隣人を審

6) 本二三・二二。得第二章以下
 参照。一) 天主の第七第八兩誡。
 8) 天主の第二誡。一) 出二〇・
 七。一) 10) 勞銀。一) 11) 勞働者は大抵
 報酬として現物を支給され、そ
 れによつて生活しなければなら
 なかつたので、その報酬を毎日
 拂わせるのである。一) 集一〇・
 六。申二四・一四。土四・一五。
 12) 主は不當なることに報い給う
 が故に。一) 13) これは裁判者に對
 して云われた言葉。次節は告訴
 者及び證人に對して云われた言
 葉。一) 14) 誤つた同情から貧者の
 肩をもつてもならず、畏怖また
 は不當なひいき心から有力者の
 肩をもつてもならぬ。

一六 判くべし。15) 汝、民の中なかにありて讒誘者そしるもの、または密告者つげこするもの

たるべからず。汝の隣人の血ながを流さんと企くわだつべからず。16) 我

一七 は主しゆなり。一七 汝、心こころの中に汝の兄弟きょうだいを憎にくむべからず、却かえつて

一八 人前ひとまえにて之これを戒いましめよ、これ、汝が彼かれによりて罪つみを招まねかさらん

爲ためなり。17) 一八 復讐ふくしゅうを求もとむるなかれ、また汝の邑まちの人の侮辱おじよくを

一九 心こころに留とどむるなかれ。汝の友ともを 18) 自己おのれの如ごとく愛あいすべし。我われは

主しゆなり。19) 汝等なんじらわが掟おきてを守まもれ。汝、おのが家畜けものを異ことなれる

種類しゆらいの畜獸けものと交尾まじわらしむべからず。20) 汝、おのが畑はたけに種々

の種子たねを蒔まくべからず。汝、二種ふたいろの糸いともて織おりたる衣服ころもを着き

二〇 るべからず。二〇 人ひともし、奴隸とれいにして結婚とつぎ得うべき婦女おんなの、未

だ値あたもて贖あがなわれず解放はなたれざると共に臥ふして肉交にくのまじわりをなさば

その兩人ふたりを鞭むちうつべし、されど殺ころすべからず、そは自由じゆうなる

二一 婦女おんなならざればなり。21) 三 三 さて、その男おとこは證詞あかしの幕屋まくやの入口いりぐち

15) 申一・一七。一六・一九。

箴二四・二三。雅二・二。

16) これは不當な意圖を抱い

て裁判者から被告に死刑の

宣告を下させようとする偽

證人に對する言葉のようで

ある。—17) 約壹二・一一。

三・一四。集一九・一三。

墳一八・一五。路一七・三。

18) ヘブレオ語聖書では「隣

人を」。—19) 墳五・四三。路

六・二七。羅一三・九。

20) 自然界に存するかよくな

秩序は尊重しなければなら

ぬ。—21) その許嫁が自由の

身であると、罪人は兩方共

死刑に處せられた。

三三 にて、主に愆祭として、²²⁾ 牡羊を献ぐべし。三しかして司祭はその人の爲、その罪の爲、主の尊前に祈るべし。さらば主彼に恩寵を垂れ給い、その罪赦されん。三三 汝等かの地に到りて果樹を植えなば、その初生を取り去るべし。²³⁾ その生れる果實は、汝等にとりて不淨なるべし。されば汝等之を食うべからず。三四 されど四年目には、そのすべての果實を、主の讚美の爲に、聖物として献ぐべし。²⁴⁾ 三五 かくて五年目には、汝等その生りし果實を集めて食うべし。我々は主汝等の天主なり。三六 汝等何をも血と共に食うべからず。汝等ト筮をなすべからず、また薨を宛にすべからず。三七 また汝等頭髮を圓く剪る²⁵⁾ べからず、また鬚を剃るべからず。三八 汝等死者の爲におのが肉に切傷をつくべからず、また自身に刺文、入墨をなすべからず。²⁶⁾ 我は主なり。

²²⁾ ヘブレオ語聖書では「償いのために」。—²³⁾ 原語「包皮」。男の子がその包皮を切り去らぬ内は不淨であるように、果實も三年たたぬ内は不淨である。—²⁴⁾ 感謝祭や犠祭に用いられる。これらの祭の供物は、レヴィ人、貧者、寡婦、孤兒などに分配された。—²⁵⁾ 頭の頂の毛だけを中央に残すように。ヘロドトゥスによれば、アラビア民族のあるものが、その神オロタルを崇めるためにこらしめた。—²⁶⁾ 自然に反して體を損うことを禁ずる二つの掟。前者は東方諸國の人々が死者を悼んで、腕、手、顔などに搔き傷、切り傷をつけるよるな仕方をさす。次にある入墨

二九 汝の娘を娼婦となすなかれ、²⁷⁾ 恐らくは國汚れて、呪うべき罪に充滿
 三〇 ちん。汝等わが安息日を守り、わが聖所を畏るべし。我は主なり。

三一 魔術者に迷うなかれ、また、占者に物を問いて、之に汚さるるなか
 三二 れ。我は主、汝等の天主なり。^{三三} 白髪の人の前にては起ち上り、老人の

三三 身を敬い、主汝の天主を畏れよ。²⁸⁾ 我は主なり。^{三三} 他國の人汝等の國に
 三四 住み、汝等の中に寄留まらば、之を責むるなかれ。²⁹⁾ 却つて彼をして

三五 國を同じうする者の如く、汝等の中に居らしめ、之を己の如くに愛すべ
 三六 し、汝等もエジプトの國に客たりしが故なり。我は主汝等の天主なり。

三六 審判に於いても、尺度に於いても、衡に於いても、量目に於いても、
 三七 不義をなすことなかれ。^{三六} 衡を義しからしめ、重りを正確ならしめ、枰

三七 を義しからしめ、六分の一³⁰⁾を正確ならしめよ、我は汝等をエジプトの
 三七 地より導き出したる、主汝等の天主なり。^{三七} わがすべての掟とわがすべ

三七 ての規定とを守りて之を行え。我は主なり。〃

の禁止は、天主の創造されたものを尊重させるため。—²⁷⁾ 異教の或る民は、これを善い事とさえ考えている。

この禁令は特に常業の娼婦を主眼としている。

²⁸⁾ 老人を天主と見なして、之を敬う。—²⁹⁾ 出二・二九。

³⁰⁾ 本十四章註五参照。

第二十章

種々の罪に對する制裁。

二一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、三汝、イスラエルの子孫に、かく云うべし、イスラエルの子孫の中、またはイスラエルに住まれる他國の人の中に、その子をモロクの僞神に献ぐる人あらば、彼は死すべし。國の民之に石を擲つべし。¹⁾ 我またわが顔を彼に背向け、その民の中より之を剪除かん。そは、彼、その子をモロクに献げて、わが聖所を穢し、わが聖き名を潰したればなり。²⁾ 國の民、もし怠りてわが命を重んぜざる如くにし、子をモロクに献げし人を寛恕して、之を殺さんとせずば、³⁾ 我、わが顔をその人及びその家族に背向け、彼ならびに彼と心を同じうして、モロクと姦淫する²⁾ すべてのを、その民の中より剪除かん。⁴⁾ 魔術者、³⁾ 占者に迷い、彼等と姦淫する人は、我、わが顔をその人に背向け、之をその民の中より除かん。⁵⁾ 自

第二十章 1) 投石の刑は當時ユデア人の間で最も普通に行われた死刑方法であつた。これは誰にでも思ふ存分大粒の石を罪人に投げつけさせてこれを殺すのである。—本一八・二一。—²⁾ 出三四・一五参照。—³⁾ 本一九・三一参照。

己を聖ならしめ、汝等聖かれ。そは我、主汝等の天主なればなり。⁴⁾ わが掟を守りて之を行え。我は汝等を聖ならしむる主なり。⁵⁾ おのが父または母を呪詛う者は、死すべし。おのが父または母を呪詛いたる者は、その血自己が上に歸すべし。⁶⁾ 一人もし他人の妻を犯し、おのが隣人の妻と姦淫を行わば、姦夫姦婦共に死に處せらるべし。⁷⁾ 二人もしその繼母と臥しその父の恥すべき所を露さば、兩人共に死に處せらるべし。⁸⁾ 彼等の血は彼等の上にかゝれよかし。三人もしその子の妻と臥さば、兩人共に死すべし。そは、彼等罪惡を犯したればなり。彼等の血は彼等の上にかかれよかし。三人もし婦女とする如く男子と臥さば、兩人は憎むべきことを行ひしなり、死に處せらるべし。彼等の血は彼等の上にかかれよかし。⁹⁾ 一人もし娘を娶りし上に、その母を娶らば、これ、罪惡を犯した

4) 彼前一・一六。1) 本一一・四四参照。1) 6) こういうひ
 の責任を負うべきである。
 1) 出二一・一七。箴二〇・二〇。
 〇。續一五・四。可七・一〇の申二二・二二。約八・五
 8) 近親相姦その他不自然な淫行にかく嚴重な罰が必要であつたのは、一つにはかかる所行が異教徒の間で盛であつたので、見せしめにするためと、二つにはそれら
 いう所行から神々を崇めるようになり、従つて天主に背き罪を犯すに至ることが珍らしくなかつたからである。1) 9) 本一八・二二。

一五 中の残しおくべからず。一五 獸、または家畜と交合わる者は死すべし。その畜
 一六 獸もまた、汝等之を殺すべし。一六 畜獸の下に臥す婦女は、それと共に殺さるべ
 一七 し。彼等の血は彼等の上にかかれよかし。11) 一七 人もしおのが姉妹、12) 即ちおの
 が父の娘、またはおのが母の娘を取りて、その陰部を見、彼女はおのが兄弟
 の陰部を見たりとせば、これ憎むべきことを犯したるなり。彼等はその民の
 眼前にて殺さるべし、そは互に相手の陰部を見たればなり。されば、彼等そ
 一八 の不義を負うべし。13) 一八 人もし月経ある婦女と臥して、その陰部を露し、
 一九 彼女おのが血の源泉を開かば、兩人共にその民の中より除かるべし。一九 汝、母
 方かたの叔母おば、または父方ちよかたの叔母おばの陰部かくしどころを露すべからず。これを爲す者は、おの
 二〇 が骨肉こつにくの恥はすべき所ところを顯あらわすものにして、兩人共にその不義ふぎを負うべし。二〇 人も
 二一 しその父方ちよかたの叔父おじの妻つま、またはその母方はよかたの叔父おじの妻つまと臥して、近親きんしんの恥はすべき
 二二 所ところを顯あらわさば、兩人共にその罪つみを負うべし。彼等は子こなくして死しせん。14) 二二 おの

10) 本一
 八・一
 七 參照
 11) 本一
 八・二
 三。
 12) 異父
 または
 異母の
 姉妹。
 13) 本一
 八・六。
 14) 天主
 の御攝
 理によ
 つて子
 が生ま
 れない

三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 が兄弟の妻を娶る者は、不法なる事を爲すなり。彼はその兄弟の陰部を
 顯したるなり。彼等は子なかるべし。三 わが掟とわが規定とを守りて、之
 を行え。これ、汝等の入りて住わんとする地が、汝等をもまた吐き出さざ

三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 らん爲なり。三 わが汝等の前に追ひ拂わんとする國民の掟に従いて歩むな
 かれ。彼等は凡てこれらの事をなしたれば、我は彼等を憎みしなり。三四 さ

二 四 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 れど我は汝等に云う、わが汝等に世襲として與えんとする彼等の地、乳と
 蜜との流るる地を獲よ、我は主、汝等の天主にして、汝等を他の民より別

二 五 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 ちたる者なり。15) 二五 されば汝等もまた、畜獸の潔きを潔からざるより、禽
 鳥の潔きを潔からざるより別て。わが汝等に不淨なるものとして示したる

二 六 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 畜獸、または禽鳥、その他地に動く物を以て、自身を穢すなかれ。二六 汝等
 わが爲に聖なる者となるべし、そは主なる我、聖なる者にして、汝等をわ

二 七 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三 二 三
 がものたらしめん爲に、他の民より別ちたればなり。16) 二七 口寄の靈、もし
 くは卜筮の靈の憑れる男、または女は死に處せらるべし。即ち之に石を擲

か（聖大グレゴリオの説）、
 もしくは生まれ
 れても正當の
 子と認められ
 ないか（聖ア
 ウグスチノの
 説）。—15)天主
 はヘブレオ人
 が非常に聖に
 生きなければ
 ならぬ有力な
 動機を説き給
 う。—16)彼前
 一・一六。

つべし。彼等の血は、彼等の上にかかれよかし。』

第二十一章

司祭に關する規定。

一 主またモイゼに曰いけるは、「アーロンの子なる司祭等に告げて、汝、之に云うべし、¹⁾司祭たる者は、その民の死に際して不淨を招くべからず。²⁾但し、血のつながらりある者及び近き者のため、即ち父、母、息子、娘、また兄弟の爲、³⁾處女にして夫を有たざる姉妹の爲ならば、この限りにあらず。⁴⁾されど彼は、その民の王伯の爲にすら、おのが身を不淨ならしむる事を爲すべからず。⁵⁾また彼等はその頭も、鬚も剃るべからず、またその身に切傷を付くべからず。⁶⁾彼等はその天主の爲に聖なるべく、その御名を漬すべからず。そは、彼等主の香を献

1) 申一八・一一。母上二八・七。

第二十一章 1) 屍體に觸れると、

レヴィ人の身は穢れる。(民六・六。一九・一一—一九) わが國

でも佛教徒や神道信者が葬式をして歸宅後、鹽と水とで身を淨める

ことがあるのを思い合せよ。

2) 司祭の妻はここに擧げてないが擧げてある人々よりも司祭と親しい關係にあるから、もちろんこの

中に含まれているのである。

3) 本一九・二八參照。

七 げ、その天主のパンを献ぐればなり。されば彼等は聖なるべし。彼等は汚れし者、または卑しき娼婦、また夫に出だされたる女⁴⁾を妻に娶るべからず、そは彼等、その天主に献げられたる者にして、⁶⁾ 八 供えのパンのを献ぐればなり。されば彼等は聖なるべし、そは、彼等を聖ならしむる主なる我も亦、聖なればなり。司祭の娘、もし姦淫せる處を見出され、その父の名を辱しめなば、火もて焼かるべし。⁷⁾ 一〇 大司祭、即ち頭に灌油を注がれ、手を司祭の職務に聖別せられ、聖なる衣服を身に纏える者にて、その兄弟の中最上なる司祭、彼は頭を露すべからず、また、その衣服を裂くべからず、二 いかなる、死者の許にも、入るべからず。たといその父、または母の爲と雖も、おのが身を穢すべからず。三 また、彼は聖所より出ずべからず、恐らくは主の聖所を潰さん、そは、その天主の聖なる注油式の油、彼の上にあればなり。我は主なり。一三 彼はその妻に處女を娶るべし。⁸⁾ 一四 すなわち、寡婦、離別せられたる者、穢れたる者、もしくは娼婦にあら

4) 出された妻のことが度々記してある所から察すれば妻を出すことは、珍らしくなかつたらしい。一)の本一九・二九。
6) ヘブレオ語聖書ではもつと一般的で、「天主の食物」の投石の刑を受けて後。本二〇・一四参照。一)の結四四・二三。

一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四

ずして、たゞその民の中の處女をのみ娶るべし。一五 彼はおのが族の血統にそ
の國の平民を混すべからず、我は彼を聖ならしむる主なればなり。一六 主
たモイゼに告げて曰いけるは、一七 アーロンに云え、一八 凡て汝の苗胤なる族
の中、玷ある人は、その天主にパンを献ぐべからず、一九 また、之に職務をな
さんとて近づくべからず、即ち、その盲目なる時、跛なる時、鼻の小に過ぎ、
大に過ぎ、もしくは曲れる時、二〇 脚、または手の折れたる時、二一 偃偃、また
は爛目なる時、または目に星ある時、または絶えざる瘡、もしくはは疥癬體に
ある時、または脱腸せる時の如きを然りとす。二三 凡て司祭アーロンの苗胤の
中、玷ある者は、主に犠牲を、その天主にパンを献げんとて近づくべからず
二三 されど彼は、聖所に献げられたるパンは之を食うを得べし。二四 一六 主
の内に入るべからず、また祭壇に近づくべからず、そは彼、玷あるにより
わが聖所を穢すべからざるが故なり。我は彼等を聖ならしむる主なり。一七
二四 よりて、モイゼは、おのれに命ぜられたる事を、アーロンとその子等、な

一) アーロ
ンの一族
は男も女
もこの食
事を共に
し、清淨
なる場所
でこれを
食べ盡す
10) それよ
り前へ進
んで、聖
所の中に
入ること
は許され
ない。

らびにすべてのイスラエル人に告げたり。

第二十二章

聖物を食し得る人と献ぐべき物。

二 主またモイゼに告げて曰いけるは、三ア—ロンとその子等

とに告げ、彼等をしてイスラエルの子孫の奉献したる物に注

意せしめ、彼等が献ぐる、わが爲に聖別せられたる物¹⁾の名

を汚ささらしめよ。我は主なり。四 彼等とその後裔とに云え

凡て汝等の一族の中、身に不淨ありながら、聖別せられた

る物、イスラエルの子孫等の主に献げたる物に近づく²⁾人は

主の尊前に亡ぶべし。五 我は主なり。六 ア—ロンの苗胤の中

癩病者なる人、或は精の漏出を患う人は、その癒ゆるまで、⁴⁾

わが爲に聖別せられたる物を食うべからず。死者によりて不

淨となれるものに觸れたる者、交合の時の如くその精の漏る

第二十二章 1)これはただ

聖なる献げ物についてだけ

の話である。至聖なる物は

ただ聖所でのみ食すること

ができるのであるから。そ

ういう聖なる献げ物とは、

例えば供えのパン、麥粉、

油、ある種の肉などをさす

2)その食事にあずかるため

3)いつでも天主に近づける

司祭の特権を失う。

4)第十四章に規定してある

如くに。

五 五 及び爬虫類、または觸れなば人を穢す不淨なる物に觸れた
 六 六 幕まで不淨なるべし、されば聖別せられたる物を食うべ
 七 七 からず、されど、その肉身を水もて洗いなば、七日の没りたる後は
 八 八 潔くなりて、聖別せられたる物を食うを得べし。これ、彼の食物な
 九 九 ればなり。八自ら死にたるもの、及び野獸に捕られしものは、彼等
 十 十 之を食いて以て自身を穢すべからず。我は主なり。九 彼等はわが掟
 十一 十一 を守れ、これ、罪に陥らざらん爲、聖所を穢して、その場にて死ぬ
 十二 十二 ることなからん爲なり。我は、彼等を聖ならしむる主なり。一〇 他所
 十三 十三 の者^のは誰も聖別せられたる物を食うべからず。司祭の客、または
 十四 十四 傭人は、之を食うべからず。一二 されど司祭が買いたる者、またそ
 十五 十五 の家にて生れたる奴隸は、^の 之を食うを得べし。一三 司祭の娘、もし
 十六 十六 民の一人に嫁ぎなば、聖別せられたる物、及び初生物を食うべから
 十七 十七 ず。一三 されど、彼女もし寡婦となり、または離別られて、子なく、

五) 既に民全體に課せられた規定であるが、ここでは改めて司祭の家族に對して云つてある。これは明らかに「一層理由ある」ことである。一 本一七・一五。出二二・三一。申一四・二一。結四四・三一。
 六) 司祭でない者。
 七) かかる奴隸は割禮を受けており、それによつて他の奴隸らよりは一般イスラエル人にも司祭にも、近い關係を有しているからである。

一四 その父の家に歸らば、その處女なりし時毎になしたる如く、その父の食物を食
 うを得べし。他所の者は誰も之を食う權を有せず。一四 聖別せられたる物を知ら
 ずして食いたる者は、おのが食いたる所にその五分の一を添えて、聖所の爲司祭
 一五 に付すべし。一五 またイスラエルの子孫の主に獻げたる、聖別せられし物を、彼
 一六 等も瀆すべからず、一六 恐らくは、聖別せられたる物を食いたる時、その愆の不
 一七 義を負わん。我は彼等を聖ならしむる主なり。一七 主またモイゼに告げて、
 一八 曰いけるは、一八 アーロンとその子等、及びイスラエルのすべての子孫に告げ
 て、汝之に云うべし、イスラエルの家の中、及び汝等の許に住まれる他國の
 者の中、その供物を獻げて、或はおのが願を果し或は自ら進みて供儀をなす人
 一九 の、凡て奉りて以て主の燔祭となし、一九 汝等によりて獻げんとするものは、牛
 二〇 羊、山羊の玷なき牡たるべし。二〇 もし玷あらば、汝等之を獻ぐべからず、また
 二一 そは嘉納せられざるべし。二一 或はおのが願を果さんとし、或は自發の供儀を
 なさんとして、牛にもせよ、羊にもせよ、主に和祭の犠牲を獻ぐる人は、その

8) 司祭
 たち。
 9) 申一
 五・二
 一。集
 三五。
 一四。

二二 玷なきものを献ぐべし、¹⁰⁾ これ嘉納せられんためにして、それには苟くも
 玷あるべからざるなり。三 盲目なるもの、肢の折れたるもの、創瘕あるもの、
 腫物あるもの、瘡あるもの、疥あるものは、汝等之を主に献ぐべから
 二二 ず、また之を主の祭壇の上にて焚くべからず。三 牛、または羊にして、耳
 或は尾を切り取られたるものは、汝、之を自發の供犠には用うるを得べし
 二四 されど願は之を以て果すことを得ず。四 凡て、罌丸を或は傷つけられ、或
 は壓潰され、或は斬られ、或は取去られたる畜は、汝等之を主に献ぐべか
 二五 らず、また、汝等の國の中にて、決してかかることをなすべからず。¹¹⁾
 二五 汝等、異邦人の手よりのパン、及びその奉らんとする他の如何なる物を
 も主に献ぐべからず、これらは皆悪しくなり穢れたるものなればなり。汝
 二七 等之を受納むべからず。¹²⁾ 主またモイゼに告げて曰いけるは、三 牛、
 または羊、または山羊の生れたる時は、七日の間その母の乳房の下におく
 二八 べし。されど八日目より後は、之を主に献ぐるを得べし。¹²⁾ 牛にもあ

10) 但し必ずしも牡でなくてもよい。
 11) 禁じられてゐるのは、獻げようとす
 獸を去勢すること、及び獻げる目的で去勢獸を買うこと。
 12) 生まれればかりの獸は、まだ食用に適せぬので、天主に犠牲として獻げてもならぬ。

れ、牝羊にもあれ、之を同じ日にその仔と共に屠るべからず。

二九 汝等もし感謝の犠牲を主に献げて、その恩恵を蒙らんとせば、

三〇 之をその日の中に食うべし。翌日の朝まで遺しておくべ

三二 ならず。我は主なり。三三 わが誠を守り、且之を行え。我は主

三三 なり。三三 わが聖き名を瀆すなかれ、これ、我がイスラエルの

子孫の中にて、聖なる者とせられん爲なり。13) 我は主にして

汝等を聖ならしむる者、三三 汝等の天主たらんとて、汝等をエ

ジプトの國より導き出したる者なり。14) 我は主なり。」

第二十三章

守るべき祝日。

一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、イスラエルの子孫

に告げて、汝之に云うべし、汝等が聖と稱ふべき祝祭は次

の如し。1) 汝等六日の間働きをなすべし。七日は、休む

13) 天主の掟を守らぬ者は、天主そのものをも重んぜずして、天主の御名を瀆す懼れがある。――14) イスラエル人がエジプトにいた時には多神教に流れる危険があつたので、これを故國に連れ歸つたことは、天主の方から云つてまた一つの理由にすることができぬ。

第二十三章 1) 民はすべての祝日に働きを休み、公けの祭祀に参加するため集まる

一〇 べき安息日なれば、聖と稱ぶべし。汝等、この日に
 九 は何の働きをもなすべからず、そは汝等のすべての
 八 住所における主の安息日なり。²⁾ 以下も亦、汝等が
 七 その季節季節に祝うべき、主の聖日なり。³⁾ 第一月
 六 にありては、その月の十四日の暮に、主の過越節
 あり。⁴⁾ 六また、同じ月の十五日は、主の無酵麴の祭
 なり。七日の間、汝等無酵麴を食うべし。七その最
 初の日は汝等にとりて、最も莊嚴に、且聖なるべし。
 汝等、この日には、すべて奴僕の業をなすべからず。
 八されど汝等、七日の間主に火祭を献ぐべし。しか
 して七日目は更に莊嚴に、更に聖なるべし。汝等こ
 の日には、凡て奴僕の業をなすべからず。⁵⁾ 九主ま
 たモイゼに告げて、曰いけるは、一〇「イスラエルの

²⁾ 週に一度の祝日は安息日(一節—三節)。—³⁾ 年に一度の祝祭は、過越祭、(四節—八節)ペンテコステ祭(九節—二二節)、第七月新月祭(二三節—二五節)、贖罪祭(二六節—三二節)、幕屋祭(三三節—四四節)。個々のイスラエル人が義務として是非集まらなければならぬ祝祭は一年に三つあつた。過越祭とペンテコステ祭と幕屋祭とがそれである。しかもその時でさえ義務たるはただ成年男子だけであつた。
⁴⁾ 過越祭は過越の式と酵なきパンの式との二つから成つていた。過越の式はエジプトで死の天使がイスラエル人の家々を素通りしたことを記念し、酵なきパンの式はエジプト人の奴隷たる境涯から救われたことを記念するために行われた。—民二八・一六。

子孫に告げて、汝之に云うべし。汝等、わが汝等に與うる地に入りて、穀物を刈らん時、汝等の收穫の初穂なる穂束を、司祭の許に携え來るべし。二 彼は汝等の

爲にそれが嘉納せらるるよう、安息日の翌日、その束を主の尊前に擧げて、之を聖別すべし。三 またその束を聖別したる同じ日に、主の燔祭の牲として、當歳の玷なき

羔を屠るべし。一三 なお、それと共に素祭を献ぐべし、即ち油をかけたる麥粉十分の二を、主の火祭となし、最も馨しき香たらしむべし。また葡萄酒一ヒンの四分

の一の神酒をも献ぐべし。一四 汝等、パンをも、炒麥をも、穀物の¹⁰⁾ 粥をも、その一部を汝等の天主に献ぐる日までは、食うべからず。これ、汝等がすべての住所において

代々いつまでも守るべき掟なり。一五 されば汝等、初穂の

5) 收穫の始は過越祭、終はペンテコステ祭頃に當つてゐる。ペンテコステ祭は救済史上の一事件を記念するため設けられたのではなく、穀物收穫の感謝祭であつた。それで收穫感謝祭とも稱せられる。麥の刈入は第五月後半及び第六月の第一週に當つてゐた。ペンテコステとは「五十日目に行われる祭」という意味で、即ちエジプト脱出後シナイ山で律法が與えられたことを記念し感謝するのである。
6) これによつて收穫のお恵は天主の御好意に由ることを認めさせようといふのである。一の本七・三四参照。一⁸⁾ 他の時には十分の一。9) 一ヒンは十二ログすなわち約六リットル。一¹⁰⁾ 新穀の。

一六 束を献げし¹¹⁾ 安息日の翌日より數えて滿七週¹²⁾ 一六その七週目の終りたる
 一七 翌日まで、¹³⁾ 即ち五十日を経て、然る後新なる素祭を主に献ぐべし、^{一七} 即
 ち、汝等のすべての住所より、麥粉十分の二に酵を入れたる、初穂のパン
 一八 二箇を出すなり、之を汝等主の初穂として焼くべし。^{一八} 汝等またこのパン
 と共に、當歳の玷なき羔七頭と、畜群よりの牡犢一頭と、牡山羊二頭とを
 献ぐべし。即ちこれらをその神酒と共に燔祭となし、主に對する最も馨し
 一九 き香たらしむべし。^{一九} 汝等さらに罪祭の爲に牡山羊一頭を、和祭の犠牲と
 二〇 して當歳の羔二頭をも献ぐべし。^{二〇} しかしてこれらは、司祭初穂のパンと
 二一 共に、主の尊前に擧げたる後、おのが用に供すべし。^{二一} 汝等この日を、最
 も嚴肅、最も聖と稱ぶべし。^{二二} この日には、汝等奴僕の業をなすべからず。
 二三 これ、汝等がすべての住所において、代々に守るべき永遠の規定なり。
 汝等、その地の穀物を刈る時は、之を地肌まで刈取るべからず。また遺
 ちたる穂を拾うべからず、之を貧しき者の爲、他所人の爲に遺しおくべし。

11) 初穂はニサ
 ン月の十六日
 (過越の祝日)
 に献げた。

12) 申一六・九。
 13) 七週は四十
 九日。その翌
 日までで五十
 日。——¹⁴⁾ ヘブ
 レオ語聖書で
 は「いと厳
 か、いと聖
 とふれしむべ
 し。」

二三 我は主、汝等の天主なり。〔15〕 主またモイゼに告げて曰いけるは、

二四 「イスラエルの子孫に云え、第七月には、〔16〕その月の一日に、汝等安

息日を守るべし、これは喇叭を吹鳴らして記念する日〔17〕にして、聖と稱

二五 ぶべきなり。〔18〕 二五 この日には、汝等いかなる奴僕業をもなすべからず、

二六 主に燔祭を献ぐべし。〔19〕 主またモイゼに告げて、曰いけるは、二七「そ

の第七月の十日は、償罪の日〔19〕たるべし。そは、最も嚴肅なるべく、聖

と稱ばるべし。さればこの日には、汝等自身を苦しめ〔20〕主に燔祭を献ぐ

二八 べし。二八 汝等この日の内には、いかなる奴僕業をもなすべからず。そ

二九 は主汝等の天主が汝等と和ぎ給わん爲の、贖罪の日なればなり。二九 凡て

三〇 この日に身を苦しめざる人は、その民の中より除かるべし。〔21〕 三〇 また、

三二 何かの業をなす者は、我之をその民の中より除かん。三二 されば汝等その

日には、何の働きをも爲すべからず、これ、汝等がすべての代にすべて

三三 の住所において守るべき永遠の規定なり。三三 そは休むべき安息日にして

15) 本一九・一九。

16) 第七月は常用

暦の一年の始め

であつた。〔17〕

天主の恩恵を記

念する。〔18〕民

二九・一。〔19〕

償いの日の特色

を具えているこ

の祭の儀式及び

犠牲は第十六章

に既述。〔20〕九

日の暮から十日

の暮まで斷食し

て、すなわち飲

食物を全く辨ら

ずして。〔21〕民

二九・七参照。

三三三 汝等その月の九日に身を苦しむべし。暮より暮まで、汝等その安息を行うべし。
 三四三 主またモイゼに告げて、曰いけるは、
 三五 最この第七月の十五日より、七日の間主の爲に、幕屋の祭²²⁾を行うべし。
 三六 初の日は、最も嚴肅、最も聖と稱ばるべし。この日には、汝等いかなる奴僕
 三六 の業をもなすべからず。七日の間主に燔祭を献ぐべし。八日目²³⁾もまたい
 三六 と嚴肅に、いと聖なるべし。しかして汝等、主に燔祭を献ぐべし。そは集會
 三七 寄合の日なればなり。この日には、汝等いかなる奴僕^{しもべ}の業をもなすべからず。
 三七 これらは主の祝日にして、汝等いとも嚴肅、いとも聖と稱ぶべく、これら
 三八 の日には主に献物を捧ぐべし、即ち、毎日の典禮に従いて、燔祭、及び灌祭
 三九 を捧ぐべし。この外に主の安息日あり、汝等の献物あり、また汝等が願に
 四〇 よりて捧ぐる物、もしくは汝等が自意より主に奉る物あり。かく、汝等お
 のが地の諸々の産物を集めたる時は、第七月の十五日より、七日の間主の祝
 祭を行うべし。最初の日と八日目とは、安息、即ち休みとすべし。

22) 幕屋祭は果實の取入れ、油、葡萄酒の採取を終えた感謝祭であつた。
 23) 聖會にも、大なる祝祭は一週間行い、八日目に盛大にこれを終る習慣があることを想

四一 日には、汝等最も住き樹の果と、²⁴⁾ 棕櫚の枝と、繁茂れる樹の枝と、²⁵⁾ 川柳とを取り、主汝等の天主の尊前に悦ぶべし。^{四二} 汝等、年に七日、この祝祭を守るべし。これ、汝等の代々守るべき永遠の規定なり。汝等第七月にこの祝祭を行ふべし。^{四三} しかして汝等七日の間假屋に住むべし。

四二 凡てイスラエル族に屬する者は幕屋に住むべし。^{四三} さらば汝等の後裔はわがイスラエルの子孫をエジプトの地より導き出せる時に、之を幕屋に住ましめしことを、知るを得ん。我は主、汝等の天主なり。〃^{四四} より

四三 てモイゼは主の祝祭に就き、イスラエルの子孫に語りぬ。

四四

第二十四章

燈油—供えのパン—冒瀆の罰。

三一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、^{三二} イスラエルの子孫に命じて、最も純く、最も

三二 明るきオリヴ油を、汝の許に持ち來らしめよ、是、絶えず燈火を點して、^{三三} 契約の幕

三三 屋の内なる證詞の幕の外におかん爲なり。しかしてア—ロンは、汝等の代々いつまでも

起せよ。—²⁴⁾ エデア人の傳える所によれば、柚子に似たザボン²⁵⁾ 幕屋を造り且飾るため。また祭の行列の時かような枝を手にもつて振つたものである。

五四 六 七 八 九

守るべき祭祀と典禮とによりて、暮より朝まで、之を主の尊前に置くべし。

四 是は最も純き燭臺¹⁾にのせて絶えず主の尊前におくべし。 五 汝また佳き

麥粉を取り、それをもて十二のパンを焼くべし、各々のパンには粉十分の

二を用うべし。 六 しかして汝之を主の尊前なる最潔き卓の上に、相對する

二堆として六箇ずつ置くべし。 七 汝またその上にいと淨き乳香をおき、²⁾

そのパンをして主の供物の記念たらしむべし。 八 これは永遠の契約により、

イスラエルの子孫より受けて、安息日毎に主の尊前に取更うべし。 九 しか

して之はアロン及びその子等のものたるべく、彼等は之を聖所にて食う

べし。是は永遠の法によりて、主の供物の至聖きものなればなり。」^{一〇}しか

るに見よ、イスラエルの子孫の中なるエジプト人³⁾によりて、或イスラエ

ルの婦女の産める子、出で行きて、陣の中にイスラエルの人と争論をなし

しが、二御名⁴⁾を瀆し、之を呪いしによりて、モイゼの許に引かれ來りぬ。

一三 (その母はダン族のダブリの娘にして、サルミートと稱ばれたり。) 一三さて

第二十四章

1) 出二五・三

一一三七参照

2) 二山のパン

の上に、黄金

の小皿に入れ

て。 3) 他國

人も多數イス

ラエル人につ

いて來た。(出

一二・三八。)

4) ヤーヴェ。

イスラエル人

は畏敬のあま

りこの語を口

にも筆にもし

なかつた。

二三 人々之を獄の中におきて、主の命じ給う所を知らんとしたるに、二三 主モイ
 一四 ぜに告げて、一四 曰いけるは、「かの冒瀆者を陣の外に引き出し、その言を
 聞きたる人々をして、彼の頭に手を按かしめ、⁵⁾ 民皆之に石を擲つべし。
 一五 しかして汝、イスラエルの子孫に云うべし、⁶⁾ 己の天主を呪う人は、そ
 一六 の罪を負うべし。一六 また主の御名を冒瀆する者は、死すべし。それが自國
 の民にもあれ、他國の者にもあれ、全會衆之に石を擲つべし。主の御名を
 一八七 冒瀆する者は死すべし。一七 人を撃ち殺す者は、死すべし。一八 畜獸を殺す者
 は、その代りを與うべし、即ち一匹の生物に對して一匹の生物を返すべ
 一九 し。一八 誰にもあれ、その民の一人に傷を與えたる者は、その爲したる如
 二〇 く、己にも爲さるべし、二〇 即ち、彼は、挫きにて挫きを、目にて目を、齒
 二一 にて齒を償うべし。その與えし傷に等しきを、受けざるべからざるなり。⁷⁾
 二二 畜獸を撃ち殺す者は、他の畜獸を返すべく、人を撃ち殺す者は、罰せら
 二三 るべし。二三 罪を犯したる者が、他國の者にててもあれ、自國の民にててもあれ

5) 證人たちはかようにして罪人自身の頭上に、その死の責任を歸せしめるのである。—6) 原文「anima pro anima すなわち生命に對して生命を。」
 7) 出二一・二四・申一九・二一。續五・三八。

汝等の中には公平なる審判あるべし、我は主汝等の天主なればなり。」「
 三三 モイゼ、乃ちイスラエルの子孫にかく告げたれば、彼等は冒瀆したる者を陣の外に引き出し、之に石を擲てり。かくてイスラエルの子孫は、主がモイゼに命じ給える如くに爲しぬ。

第二十五章

安息の年及びヨベルの年に關する規定。

一 主またシナイ山において、モイゼに告げて、曰いけるは、三イスラエルの子孫に告げて、汝之に云うべし、
 二 汝等、わが汝等に與えんとする地に入りたらん時は、主の安息日を休日として守るべし。
 三 一六六年の間、汝おのが畑に種播き、また六年の間、汝おのが葡萄園の樹を剪定みて、その果を集むべし。
 四 されど七年目には、
 五 地に安息、即ち主の休みあらしむべし。汝おのが畑に種播くべからず、またおのが葡萄園の樹を剪定むべからず。
 五 地の自然と生じたる物は、汝之を刈るべからず、また初生の葡萄は、汝之を收穫物として集むべからず、そ

第二十五章 1) 出

二三・一〇。

2) いわゆる安息の年。一週の七日目と一年の七月目とを特別嚴かに守るよう、七年目も聖別して他の年と異なるものとするのである。

六 は、地の休みの年なればなり。六されど、是等は汝等の爲の食物となるべし、即ち、汝の爲、汝の僕人の爲、汝の婢の爲、汝の傭人の爲、及び汝の許に寄留される他所人の爲の食物となるべし。七 汝の駄獣と家畜との爲には、すべての生ずる物、⁴⁾ 食物となるべし。八 汝また年の七週を算うべし、これ即ち七の七倍なれば、總べてにて四十九年となる。九 さて第七月に至らば、汝 その月の十日、即ち償罪の時に當り、汝等の國中に喇叭を吹鳴らすべし。一〇 かくて汝、第五十年の を聖ならしめ、汝の國のすべての住民に大赦を宣すべし、そは歡喜の年なればなり。何人も皆その所有地に歸るべく、各人そのもとの家に歸るべし。二 二そは、五十年目なる歡喜の年なればなり。汝等、種播くべからず、畑に自然と生じたるものを刈るべからず、また汝等、葡萄樹の初生の果を集むべからず、三 これ、歡喜の年を聖ならしめん爲なり。されど自然に生ずる物は、汝等之を食うべし。⁶⁾ 三 歡喜の年には、皆そ

3) 地の自然に生じたるものは汝らの食用に供すべし。
 4) 自然に生ずる物の意。1)のいわゆるヨベルの年。ヨベルとはその年の始まる時に吹く喇叭の名である。他の解釋では、ヨベルは歡喜で、すなわち「歡喜の年」。
 6) ヘブレオ語聖書では「汝ら田畑よりその産物を取りて食うべし(穀倉に納めず)」。本章二一節等を参照

一四 所有地に歸るべし。一四 汝、物を汝の同胞に賣り、または彼より買う時は
 汝の兄弟を悲しましむるなかれ、歡喜の年よりの年數に應じて、汝、彼よ
 り買うべし。一五 彼またその收穫の高に應じて、汝に賣るべし。一六 祝年よ
 りの年數多ければ、その價に従いて増すべく、その時の數少ければ、買値
 も従いて減らすべし。そは、彼、收穫の時を、汝に賣るべければなり。
 一七 汝等の同族を惱ますなかれ。何人も皆、その天主を畏るべし。我は主汝
 等の天主なればなり。一八 わが命を行い、わが規定を守りて之を果たせ、こ
 れ汝等が恐るることなくその地に住み、一九 地が汝等の爲に産物を出して、
 汝等何人の侵入をも恐るることなく、之を食いて飽くことを得んためなり。
 二〇 されど、汝等もし、
 二一 我等種を播かず、また我等の産物を集めずば、そ
 も七年目に何をか食うべき。と云わば、
 二二 我六年目にわが祝福を汝等に
 與えん、かくてそは三年分の果を結ばん。
 二三 汝等八年目に種を播くべし。
 しかして九年目までは舊き果を食うべし。即ち、新しきが生り出するまで

のヨベルの年
 に近くなるほ
 ど、値段はま
 すます安くな
 った。その年
 になると田畑
 が持主の手に
 歸るからであ
 る。故にイス
 ラエルで、田
 畑を買うとい
 うのは、一種
 の借りりであ
 った。一〇「收
 穫の時に應じ
 て」の意。

二三 汝等舊きを食うべし。三三 地も亦、之を賣りて久しきに亘るべからず、そはわが
 有にして、汝等は旅の者、わが小作人なればなり。三四 この故に、汝等の有て
 二五 土地は、すべて買戻す條件にて之を賣るべし。三五 汝の兄弟、落魄れて、その
 小かなる所有地を賣る時は、彼が賣りたるものを、その親戚、欲みあらば、買
 二六 戻すことを得べし。二六 されど、彼もし親戚なく、自ら之を買戻す價を調達うる
 二七 を得ば、二七 それを賣りし時よりの收穫を算えて、なお足らざる所は、之を買主
 二八 に返還し、かくてその所有地を受取るべし。二八 されど、その手もしかの價を返
 二九 すに足るだけのものを調達うる能わすば、買主は歡喜の年まで、その買いたる
 三〇 ものを所有すべし。蓋し、その年には、賣られたる物悉く、その主なる舊の
 三〇 持主に戻さるべきなり。二九 城市の石垣の内なる家を賣る者は、一年の期満つる
 三〇 までは、自由に之を買戻すを得べし。三〇 彼もし買戻さずして、満一年を経なば
 三一 買主及びその後裔、永く之を所有すべく、祝年にも之を買戻すことを得じ。
 三一 されどその家、もし石垣あらざる村の内にあらば、田畑と同じ規定によりて

のされば安息の年、及びヨベルの年の施行は、すべて土地に對して天主の所有權を認めさせらるるためのものであつた。

三三 之を賣るべし。これは前に買戻されずば、祝年に及びてその所有主に返さるべきなり。三三レヴィイ人の家の¹⁰⁾市邑¹¹⁾にあるは、何時にても之を買戻すを得べし。三三これは買戻されずば、祝年に及びてその所有主に返さるべし、そはレヴィイ人の市邑の家は、イスラエルの子孫の中に
 三四 おいて、彼等の有てるものなればなり。三四されどその郊外の地は賣るべからず、そは永久の所有地なればなり。三五もし汝の兄弟落魄れて手
 三五 弱りしにより、汝之を旅の者、寄宿人の如くに迎え、汝と共に住わしめば、^{三六}之より利息を取ることなく、また汝が興えしより多くを取ることなかれ。¹²⁾ 汝の天主を畏れよ、これ汝の兄弟が汝と共に生活るを得んためなり。^{三七}汝彼に、利息を取らんとて金を興うべからず、また収穫を餘分に取り立つべからず。¹³⁾ 三八我は主汝等の天主、汝等にカナアンの地を興え、汝等の天主たらんとて、汝等をエジプトの國より導き出せし者なり。^{三九}汝の兄弟、もし貧に迫られて、汝に身を賣らば、

10) レヴィイ人は土地の所有を全く許されなかつたので、律法制定者はヨベルの年に彼らにその家の所有権を返すべしと定めて、その生活を保證することにしたのである。— 11) レヴィイ人の町。— 12) ヨベルの年に所有地を返すなどの規定は愛に立脚している何と立派な農地政策ではないか。
 13) 申二三・一九。

四〇 汝之を奴隸に使役いて虐ぐべからず。四〇 彼は傭人の如く、小作人の如くなるべく、歡喜の年まで汝の許に勤むべし。四一 然る後、彼はその子女と共に出で行き、その一族の許に、その父祖の所有地に歸るべし。四二 彼等はわが下僕にして我之をエジプトの國より導き出したるなれば、彼等は奴隸の如く賣らるべきにあらず。四三 暴力もて彼を惱ますことなかれ、汝の天主を畏れよ。四四 汝等の僕婢は、汝等の周圍にある異邦人の中より取るべし。四五 また、汝等の中に寄留まれる外國人、もしくは汝等の國にて彼等より生れたる者、これらをも汝等奴隸となすを得べし。四六 しかして相續の權によりて、彼等を汝等の子孫に遺し、之をいつまでも所有すべし。されどイスラエルの子孫なる汝等の兄弟を、暴力もて虐ぐるなかれ。四七 もし外來人、または寄寓人の手、汝等の中に勢力を得、汝の兄弟落魄れて、その人もしくははその一族の者に、身を賣るあらば、四八 その身賣りの後に、彼は贖わるるを得べし。即ち、その兄弟の中、欲する者、彼を贖うべし、四九 その伯叔父たると、伯叔父の子たると、血族たると、姻族たると

14) 異邦人の間では同族を奴隸にする習慣があるが、汝らの間では相互に愛の掟を守るべし。

五〇 を問わざるなり。されどまた、彼もし自ら能わば、われとわが身を贖うべし、五〇その時には、身賣りの時より歡喜の年までの年數を算え、またその年數と、日傭の奴僕しもべの勘定かんじょうとに従したがいて、彼が身を賣りたる代金を算うるなり。¹⁵⁾ 五二 もし歡喜の年まで遺れる年數なお多からば、それに應じて彼もまたその價を償還すべし。五三もし少からば彼その人と共に、年數に應じて計算をなし、年の残れるに對し、買主に償還すべし、五三但し、彼が前に仕えしところに對するその賃銀は、之を差引くなり。その人は汝の眼前にて、暴力もて彼を惱ますべからず。五四彼もしかくの如くにして贖わるるを得ずば、歡喜の年に及びてその子女と共に出で行くべし。五五蓋し、イスラエルの子孫はわが下僕にして、我がエジプトの地より導き出したる者なればなり。」

15) 例えは賣價が百シクルで、ヨベルの年まで十年の期間があれば、自由になる時身のしるとして拂わなければならぬ金額は、年期を果さぬ各々の年に對して十シルク位にしなければならなかつた。賣つた時がヨベルの年まで四年しか離れていないならば、まだ奉公を果さぬ各々の年に對して身のしる金は、二十五シクル位であつたらう

第二十六章

主の誠命を守る者に對する天主の御約束—及び違反者に對するさまざまの懲罰。

一 我は主汝等の天主なり。汝等おのが爲に、偶像をも彫刻

物をも作るべからず、また像の柱を建て、もしくは汝等の

地に石の記念物¹⁾を立てて、之を拜まんとすべからず。我

は主汝等の天主なればなり。²⁾ わが安息日を守り、わが聖

所を畏れ敬え。我は主なり。³⁾ 汝等もしわが掟のままに歩

み、わが誠命を守りて、之を行わば、我、然るべき時節に

雨を汝等に與えん。⁴⁾ かくて地はその産物を出し、樹々は

果實に充ち満つべし。⁵⁾ 汝等の穀打は葡萄の收穫時にまで

及び、⁶⁾ 葡萄の收穫は種播時にまで及ばん。⁷⁾ かくて汝等

飽くまでパンを食い、恐怖なく汝等の地に住わん。⁸⁾ 我は

汝等の國に平和を與えん、汝等は眠るべく、汝等を恐れし

第二十六章 1) 禮拜用の神々の

像を立てた柱。2) 出二〇・四。

申五・八。詩九六・七。3) 秋

に降る早雨は種まきのために、

春に降る晩雨は收穫のために、

必要缺くべからざるものであつ

た。時期に適した雨は、河川に

乏しいパレスチナにとつて植物

の成長に重要な條件であつた。

4) 申二八・一。5) パレスチナ

で刈入れの始まる四月から八月

まで。6) 八月から種まきの始

まる十月まで。

七 國境を過ることあらじ。汝等はその敵を逐うべく、彼等は汝等の前に倒るべし。八 汝等の五人のは他の百人のを逐い、汝等の百人は萬人を逐うべし。汝等の敵は、汝等の前に、劍に殪るべし。九 我、汝等を眷顧み、汝等をして増さしめん。汝等は殖ゆべく、我、汝等とのわが盟約を確うせん。一〇 汝等は舊きが中の舊きを食い、新しきが出するに及びて、舊きを捨てん。二 我は汝等の中に、わが幕屋を建てん、わが靈は汝等を棄てざるべし。三 我は汝等の中に加わりて歩み、汝等の天主とならん、しかして汝等はわが民となるべし。四 我は主汝等の天主にして、汝等をして彼等に仕うることなからしめん爲に、汝等をエジプトの國より導き出し、また、汝等をして眞直に立ちて歩むを得しめん爲に、汝等の頸の絆¹⁰⁾を断ち切りし者なり。一四 されど、汝等もし我に聽かず、わがすべての誠命を守り行わす、¹¹⁾わが律法を輕んじ、わが規定を蔑ろにして、わが命じたることを

6) 少數。
 7) 多數。
 8) これは捨ててしまふ意味ではなくて、賣り拂うことなどをさす。
 9) 哥前六・一六。
 10) 本當は「汝らの輓の横木」。
 11) 申二八・一五。哀二・一七。馬二・二。

一六 行わす、わが契約を空しからしめば、^{一六}我もまた汝等にかく爲さん。即ち我

は忽ち^{一七}に來りて、汝等を罰するに貧窮と熱病とを以てせん、その熱は汝等の

眼を衰えしめ、汝等の生命を滅ぼさん。汝等種を播くも徒勞なるべく、そは

汝等の敵に食ひ盡されん。^{一七} 我汝等^{一七}にわが顔を背向けん、汝等はそ敵の

前に倒れ、汝等を憎む者どもに征服えられん。汝等は、追う人もなきに逃げ

走らん。^{一八}されど、それにも拘らず、汝等なお我に従わすば、我、汝等の罪

に對し、汝等を七倍重く罰せん。^{一九} 即ち我は汝等の頑固なる傲慢を挫き、汝

等に對し、上なる天を鐵の如くにし、^{一三} 地を青銅の如くにせん。^{一四} 汝等の

勞力は空しく費やされ、地は産物を生ぜず、樹々も果實を結ばざるべし。^{一五}

二 汝等もし我に逆いて歩み、我に聽く事を欲せずば、我、汝等の罪に對し、

七倍多き災禍を汝等に加えん。^{二三} 即ち我は野獸^{一〇}を遣して汝等を襲わしめ、

汝等と汝等の家畜とを滅し、すべてのものの數を少くせん。かくて汝等の大路

は寂れ果つべし。^{二三} かくてもなお汝等、誠告を受容れんとせず、我に逆いて

12) 士六・

四。

13) 雨ふら

ぬように

14) 種子を

受容れぬ

ように。

15) この豫

言の成就

は、王上

一七・一。

一八・一。

王下八・

一。

16) 民二一

・六参照。

二四 歩まんとせば、^{二四}我もまた汝等に逆い行き、汝等の罪に對し
 二五 汝等を七倍打ち懲さん。^{二五}即ち我はわが契約の復讐を報ゆる
 劍を汝等の上に持ち來らん。しかして汝等市邑に逃げ入らん
 時、我、汝等の中に疫病を遣らん。汝等はその敵の手に付
 二六 さるべし、^{二六}そは我が汝等のパンの杖を折りて、¹⁷⁾ 十人の婦
 女が一つの窯にてパンを焼き、¹⁸⁾ 重量を計りて返し與え、汝
 二七 等食うも飽かざるに至らん後なり。^{二七}されどそれにも拘らず
 二八 汝等なお我に聽かず、我に逆いて歩まば、^{二八}我も亦敵對い怒
 りて汝等に逆わん。即ち汝等の罪に對し、七つの禍災もて汝
 二九 等を懲らしめん。^{二九}かくて汝等、その息子と娘との肉を食う
 三〇 に至らん。¹⁹⁾ ^{三〇}我は汝等の高き處²⁰⁾を毀ち、汝等の偶像²¹⁾を
 碎かん。汝等はその偶像の破片の中に倒るべく、わが靈は汝
 三一 等を忌み嫌わん。^{三一}そは我、汝等の市邑を荒野と化し、汝等

17) 汝らの耕作を不可能にする。—18) 普通いずれの世帯にもパンを焼く窯があつたしかしパンの不足は甚だしく、一つの窯で十世帯分が焼けるほどになる。各家庭の主婦は家族の者にせめて幾らかでもゆきわたるように、それを極く小さくして分配するだろう。
 19) これはサマリアの包圍の時、(王下六・二九。)及びカルデア人のイエルサレム包圍の時(哀四・一〇)、更にチトの同市包圍の時、文字通り實現した。—20) 山々の上に築かれた神々の祭壇
 21) 神々の祭祀用の。

三三 聖所を荒廢せしめ、またこの上、馨しき香を受けざるほどなり。三三 我また

汝等の地を荒さん、されば、汝等の敵、その住民とならん時、之に驚かん。

三三 我また汝等を諸々の國民の中に打散らし、汝等を追いて劍を抜かん。汝等

三四 の地は荒るべく、汝等の市邑は滅亡ぼされん。三四 さらば地はその荒廢の日の

三五 間毎もその安息を享樂しまん。二二) 汝等、三五 敵の國に在らん時、そは安息を守

り、その荒廢の安息に休まん。そは、汝等がそこに住みたる時、汝等の安息

三六 に休まさりしが故なり。二三) 三六 なお、汝等の中遺れる者には、我、その敵の地

三六 において、その心に恐怖を興えん。飛ぶ木葉の音にも彼等は戦き、劍を脱る

三七 如く、逃走らん。彼等は、追う人もなきに倒れん。三七 即ち戦に逃ぐるが

三七 如く、各々その兄弟の上に折重なりて倒れん。汝等の中に敢てその敵に抵抗

三八 者、一人だになからん。三八 汝等は異邦人の中にて滅亡せん、敵の地汝等を

三八 呑み盡さん。三九 なおその中に遺る者ありとするも、彼等は敵の地にてその

四〇 不義の中に憔悴れ、またその父祖の罪と己が罪との爲に惱まん。四〇 かくて終

22) 耕されず。

23) 汝らは安息日に働いたから、いつか汝らが捕虜として引き行かれて、誰も土地を耕す者のなくなる時が来るのである。

四一 に、彼等、我に背き、我に逆いて歩めるその不義とその父祖の不義とを自認むるに至らん。四二 されば我もまた、彼等に逆いて歩み、その割禮を受けざる心に

恥じ報むまで、之を敵の地に引行かん。然る後、彼等その罪の爲に祈らん。24)

四三 我またヤコブと、イサークとアブラハムと25) なしたるわが契約を想出さん。

四四 我またかの地を想出さん、四三 そは、彼等の出で去らん時、彼等の爲に荒れ寂れ

て、その安息を享樂しまん。されど、彼等はおのが罪の爲に祈るべし、そは、

四五 彼等わが規定を斥け、わが律法を輕んじたればなり。四四 さりながら、彼等その

敵の地に在る時と雖も、我、全くは之を棄てじ。また彼等が悉く滅び盡し、我

が彼等とのわが盟約を空しうするほどには、彼等を輕んぜじ。我は主彼等の天

主なればなり。四五 我は彼等の天主たらんとて、異邦人の眼前にて、彼等をエジ

プトの地より導き出したる時、わが前の契約を想起さん。我は主なり。」これ

らは、主がシナイ山にて、モイゼの手により、彼とイスラエルの子孫との間に

與え給える規定と、掟と、律法となり。

24) 罪の償いを

するだ

るう。

25) 彼ら

のため

に天主

は赦し

給うで

あるう

第二十七章

誓願と十分の一税。

一 主またモイゼに告げて、曰いけるは、イスラエルの子孫に告げて
 汝、之に云うべし、^一 誓願を立てて、天主に身を献げたる人は、^二 評
 價に従いて價を出すべし。^三 二十歳より六十歳までは、男ならば、^四 聖
 所の秤量による銀五十シクルを出すべし、^五 女ならば三十シクルなり。
^六 五歳より二十歳までは、男は二十シクル、女は十シクルを出すべし。
^七 一箇月より五歳までは、男には五シクル、女には三シクルを出すべ
 し。^八 六十歳以上の男は十五シクル、女は十シクルを出すべし。^九 八そ
 の人もし貧しくして、評價を支拂う能わずば、司祭の前に立つべく、
 その評價して支拂い得べしと認むるだけを、出すべきなり。^{一〇} 九されど
 人、もし主に犠として献ぐるを得る獸畜を、誓願のものとなせば、その
 ものは聖なるべく、^{一〇} 之は更うることを得ず、即ち佳きを悪しきにも

第二十七章 一)天

主から、例えば病
 氣を治して頂くと
 か、子寶を授かる
 とか、何かのお恵
 を蒙るために、自
 身や子供や家畜や
 物品などを献げる
 という誓願を立て
 たものである。
 二) 中年の人は、小
 兒や老年の人より
 高い。また男は女
 より高い。

一七 銀五十シクルのにて、之を賣るべし。一七もしその田畑を、歡喜の
 一六 一を添えて出し、その家を所有すべし。一六また、己か所有の田畑
 一五 誓願を立てたる者、もしそれを贖わんとせば、評價にその五分の
 一四 せば、その評價にその五分の一を添うべし。一四人もしその家を
 一三 誓願のものとして、聖別し主に獻ぐる時は、司祭、その佳惡を檢
 一三 誓願のものとせば、之を司祭の前に引き來るべし。一三司祭はそ
 一二 其の更えられたるものも、その代替のものも、共に主に獻聖げら
 一二 悪しきを佳きにも、更うることを得ざるなり。もし更うる時は
 一二 二人もし、主に牲として獻ぐるを得ざる不淨なる獸畜を
 一二 誓願のものとせば、之を司祭の前に引き來るべし。一三司祭はそ
 一二 其の佳惡を判じてその價を定むべし。一三之を獻ぐる者もし出さんと
 一二 せば、その評價にその五分の一を添うべし。一四人もしその家を
 一二 誓願のものとして、聖別し主に獻ぐる時は、司祭、その佳惡を檢
 一二 ぶべく、その定めたる價にて、それは賣らるべきなり。一五されど、
 一二 誓願を立てたる者、もしそれを贖わんとせば、評價にその五分の
 一二 一を添えて出し、その家を所有すべし。一六また、己か所有の田畑
 一二 を誓願のものとして主に獻聖ぐる時は、種子の量によりてその價
 一二 を定むべし。一七もしその地に大麥の種子三十柵を播くことを得ば
 一二 銀五十シクルのにて、之を賣るべし。一七もしその田畑を、歡喜の

3) 欺いて。4) 前述の
 規定では既に天主が必
 要なものを定めておい
 でになる。1) この規
 定の目的は多分、誓願
 を立てた人が贖いを容
 易に考えることを防ぎ
 賣る権利に對して代償
 を課するためであつた
 る。1) の田畑は天主
 のものであるから、へ
 プレオ人は誰も田畑を
 天主に獻げる誓願を立
 ててはならない。ただ
 次のヨベルの年までそ
 の産物を獻げること
 よい。1) の五十年間の
 毎年が一シクルに當つ

年としの首はじりより、直たに献さぐる誓願せいがんを立たてたる時ときは、之これにその價あたし得うる限かぎりの高價たかを
 附つくべし。一八されど、やや時ときを經へし後のちならば、司祭しさいは祝年ヨベルまで遺のこれる年數ねんすうに
 従したがいて、その金かねを算かぞうべく、その價あたいを減へらすべし。一九献さぐることを誓ちかいたる者もの
 もしその田畑たはたを贖あがわんとせば、評價つりねの金かねにその五分ぶんの一いちを添そうべし、さらば之これ
 を所有しやうゆうするを得えん。二〇されど、彼かれもし贖あがうことを欲ほつせずして、之これを誰たれにもあれ
 他たの人ひとに賣うる時ときは、誓ちかい献さげたる者もの、最早もはや之これを贖あがうを得えず。二一そは、祝年ヨベルの時とき
 到いたるや、主しゆに献さげられ、聖別せいべつされたる所有もちものとして、司祭しさいの權けんに歸きすべきが故ゆゑ
 なり。二三もし買取かいとりたる田畑たはたにして、父祖ふその所有もちものにあらざるを、主しゆに献さぐる
 時ときは、二三司祭しさいは祝年ヨベルまでの年數ねんすうに従したがいて、その價あたいを計算かぞうべし。しかして誓ちかい
 献さぐる者もの、之これを主しゆに奉たてまつるべし。二四されど祝年ヨベルには、そは、前さきの持主もちぬし、即すなわちこれ
 を賣うりたる者もの、これをおの所有しやうゆうとしいたりし者ものに歸きすべし。二五評價ねつりはすべて、
 聖所せいじよのシクルに従したがいて爲なすべし。一シクルは二十オボルなり。二六初仔ついでこは、主しゆ
 の所屬しよくなれば、何人なにびとも之これを献さげ、もしくは献さぐる誓ちかいをなすを得えず、そは、牛うした

ている
 8) ある
 ヨベル
 の年か
 ら次の
 年まで
 作物の
 價格は
 これほ
 ど高い
 9) 出三
 〇・一
 三。民
 三。四
 七。結
 四五。
 一二。

二七 すると、羊^{ひつじ}たるを問^とわす、主^{しゆ}のものなり。二七もし不^{ふじよう}淨^{けもの}の畜^{けもの}ならば、之^{これ}を献^さげ
 たる者^{もの}、汝^{なんじ}の評^{ねつ}價^{もり}に従^{したが}いて贖^{あがな}うべく、その價^{あた}の五^ご分^{ぶん}の一^{いち}を添^そうべし。彼^{かれ}もし
 贖^{あがな}うを欲^{ほつ}せずば、之^{これ}を汝^{なんじ}の評^{ねつ}價^{もり}たる額^{たか}にて他^たの人^{ひと}に賣^うるべし。二八すべて主^{しゆ}に
 献^さ聖^まげたるものは、人^{ひと}にもあれ、畜^{けもの}にもあれ、田^た畑^{はた}にもあれ、賣^うるを得^えず、
 二八 また贖^{あがな}うを得^えず。一^{ひとたび}度^ど献^さ聖^まげたるものは、皆^{みな}主^{しゆ}にとりて聖^{せい}の聖^{せい}なるものなり。
 二九 また人^{ひと}の奉^{おさ}納^さめたる献^さ聖^ま物^{もの}10) はすべて、之^{これ}を贖^{あがな}うべからず、必^{かな}らず死^しすべし。
 三〇 すべて地^ちの十^{じゆ}分^{ぶん}の一^{いち}は、穀^{こく}物^{もの}にもあれ、樹^きの果^みにもあれ、主^{しゆ}のものにして
 三一 彼^{かれ}に献^さ聖^まげられたるなり。三一されど、人^{ひと}もしその十^{じゆ}分^{ぶん}の一^{いち}を贖^{あがな}わんとせば、
 三二 之^{これ}にその五^ご分^{ぶん}の一^{いち}を添^そうべし。三三凡^{すべ}て牛^{うし}、羊^{ひつじ}、山^{やま}羊^{やぎ}の十^{じゆ}分^{ぶん}の一^{いち}は、牧^{ぼく}者^{しや}の杖^{つえ}
 三三 の下^{した}を通^{とほ}るものの中^{うち}、11) 十^{じゆ}番^{ばん}目^め毎^{ごと}に來^{きた}るものを主^{しゆ}に献^さ聖^まぐべし。三三その佳^{よし}惡^{あし}
 三三 を選^{えら}ぶべからず、また之^{これ}を他^たのもの^{もの}と取^{とり}換^かうべからず。人^{ひと}もし之^{これ}を取^{とり}換^かうる
 三三 時^{とき}は、換^かえられたるものも、その代^{かわ}替^りのものも、共^{とも}に主^{しゆ}に献^さ聖^まぐべく、これ
 三四 は贖^{あがな}うことを得^えず。12) 三四これらは、主^{しゆ}がシ^しナ^いイ^{さん}山^{さん}において、イ^いス^らエ^ルの

10) 特別な
 献^さげ物、
 すなわち
 全く贖^あい
 得^えぬよう
 に天主^{てんしゆ}に
 献^さげたも
 の。
 11) 牧^{ぼく}者^{しや}は
 杖^{つえ}をあ
 げ
 て數^{かず}え

子孫の爲に、モイゼに命じ給える掟なり。